

149  
292

# 全國酒造組合聯合會報告

附第四回大會議事錄

第四回



# 全國酒造組合聯合會 報告 第四回



一本會會則第十一條に據れば本會通常總會は毎年六月に於て開會するの規定たり然るに帝國議會客年十二月解散の結果として本年五月十二日東京に召集せらるる總會に對する請願運動に就きては其開會を以て六月の會期を五月に繰上げ同月十八十九兩日に於て第四大會を東京市に開會し同二十日大懇親會を同廿二日釀造講習會を開くべきことを決定せしめ四月十日役員及各地聯合の組合へ前記の如く大會開會すべき旨を通報し其未だ聯合せざる各地本業の組合は勿論其趣意を知る同業者へは會則并に報告書を送りしに加盟し協賛し又全國一般の新聞紙へは漸次開會の事項を掲載して普く之を發表したり是時に當り九州組合聯合會より左の請求あり

請求書

本年度全國酒造組合聯合會通常會は來る五月第六議會開會中に開會せられ度本會の決議に依り此段及御請求候也

九州酒造組合聯合會  
明治廿七年四月七日 小林作五郎

## 全國酒造組合聯合會

會長 渡邊 徹殿

右は本會と其感をもつせるものにして該書到達は既に總會通報書を發送せし翌日に係るを以て其旨を回答せり

一 第四大會々場の地たる東京市には聯合の同業者無く爲めに會議及懇親會等に關する諸般の準備方差支勘からず因て關東一府六縣の各組合へ準備員を囑托し五月三日準備員會を開き總會に關する諸般を商議し翌四日五日の兩日は各自分擔を定め同六日よりは滞在員を定め木原和助方に大會臨時事務所を置きたり

一 五月十五日常議員會を東京市濱町日本橋區俱樂部に開き總會の議案并本會經濟上に關する件及對議會運動方等の件を評議す是より先き大會三日以前常議員會開會すべく依て其以前着京すべき旨各地常議員へ通牒せしを以て正副會長及常議員は何れも十五日以前に着京列席せり但岡橋治右衛門稻生治右衛門高橋慶次郎矢頭秀太北嶋佐八今中忠の六氏は病氣又は其他の事故にて缺席を届出られたり



一五月十八日第四大會を東京市芝公園彌生館に開く  
**第四回全國酒造組合聯合大會議事録**

篠原友太郎速記

明治廿六年五月十八日午後零時三十分開會  
 出席員左の如し  
 代表者の部

番	組合名稱	代表者	番	組合名稱	代表者
一	安房組合	千葉縣安房郡豐房村 小原國太郎君	十四	梅東、梅西組合	兵庫縣梅東郡大津村 小泉源之助君
二	群馬縣組合	群馬縣碓氷郡板橋町 野田六左衛門君	十五	河内郡組合	栃木縣河内郡宇都宮町 新部幸吉君
三	河内郡組合	栃木縣河内郡宇都宮町 小堀貞吉君	十六	清酒問屋組合	東京府南新堀二丁目 酒井泰君
四	埼玉縣組合	埼玉縣北埼玉郡長野村 横田良介君	十七	上都賀郡組合	栃木縣上都賀郡西方村 飯沼熊太郎君
五	靜岡縣組合聯合會	靜岡縣佐野郡掛川町 山下太郎君	十八	同上	千葉縣山邊郡片貝村 藤田萬吉君
六	奈良縣組合	奈良縣添上郡帶解村 奈良縣添上郡帶解村 石田治三郎君	十九	山邊、武射組合	徳島縣那珂郡桑野村 子安正雄君
七	灘西郷組合	兵庫縣原郡賀茂村 若井得造君	二十	阿波國組合	全縣徳島市 紅露坦三郎君
八	神奈川縣組合	神奈川縣大住郡奈野町 兵衛縣免原郡賀野村 佐野義職君	二十一	同上	神奈川縣横濱市野毛町二丁目 明石隆政君
九	灘西郷組合	島根縣松江市堅町 島根縣松江市堅町 太白多十郎君	二十二	同上	京都府天田郡福知山町 高木半兵衛君
十	出雲組合	兵庫縣免原郡御影町 兵庫縣免原郡御影町 渡邊藏君	二十三	同上	全府全郡上川口村 小田田軌君
十一	灘中郷組合	同縣同郡同町 同縣同郡同町 木原熊吉君	二十四	同上	東京府北多摩郡中腰村 渡邊走馬君
十二	同上	兵庫縣西郡余部村内町 兵庫縣西郡余部村内町 田敬三君	二十五	同上	愛知縣海東郡蟹江町 高坂太郎君
十三	飾東、飾西組合	全縣笠岡町 鳥取縣笠岡郡江町 宮川作藏君	二十六	同上	東京市曙町二丁目 高崎修助君
		鳥取縣笠岡郡江町 石原慎吾君	二十七	同上	岡山縣賀陽郡總社 岡山縣賀陽郡總社 秋山覺太郎君
		新潟縣多野郡二宮村 近藤吉左衛門君	二十八	同上	大坂府堺市甲斐町 鳥井駒吉君
		千葉縣夷隅郡御宿町 大坂府堺市大町 大澤武司君	二十九	同上	愛知縣寶飯郡下地町 永井仙十君
		大坂府堺市大町 大坂府堺市大町 多田勇君	三十	同上	茨城縣石岡町 大和田貞次郎君
		大坂府堺市大町 大坂府堺市大町 萩原増次郎君			
		全府全府 萩原増次郎君			
		埼玉縣北足立郡指扇村 小野村又八君			
		東京市日本橋區元大坂町 小野村林兵衛君			
		兵庫縣灘郡御影町 高橋千八夫君			
		全縣灘郡御影町 津田權兵衛君			
		全縣灘郡御影町 若林茂左衛門君			
		全縣全府 長尾政吉君			
		全縣全府 嘉納與吉君			
		京都市上京區環町二條上ル 堀野久造君			
		同市下京區油小路 大八木徳三郎君			
		同市下京區東洞院五條下ル 立入辨二郎君			

三十二番	同上	同上	五十番	同上	同上
三十三番	行入、會見郡組合	同上	五十一番	同上	同上
三十四番	新潟縣組合	同上	五十二番	同上	同上
三十五番	夷隅郡組合	同上	五十三番	同上	同上
三十六番	堺市組合	同上	五十四番	同上	同上
三十七番	福岡縣組合	同上	五十五番	同上	同上
三十八番	堺市組合	同上	五十六番	同上	同上
三十九番	同上	同上	五十七番	同上	同上
四十番	埼玉縣組合	同上	五十八番	同上	同上
四十一番	清酒輸入營業組合	同上	五十九番	同上	同上
四十二番	灘中郷組合	同上	六十番	同上	同上
四十三番	灘東郷組合	同上	六十一番	同上	同上
四十四番	灘中郷組合	同上	六十二番	同上	同上
四十五番	同上	同上	六十三番	同上	同上
四十六番	同上	同上	六十四番	同上	同上
四十七番	京都市組合	同上	六十五番	同上	同上
四十八番	同上	同上	六十六番	同上	同上
四十九番	同上	同上	六十七番	同上	同上



六十八番	藤中郷組合	兵庫縣御影町	武岡 豐 太君	八十六番	靜岡縣組合聯合會	靜岡縣有渡郡有渡村	杉山 彦三郎君
六十九番	鮎海郡組合	山形縣酒田町	野附友三郎君	八十七番	鹽谷郡北部組合	栃木縣鹽谷郡和泉村	森 戶 清 平君
七十番	宇和島組合	愛媛縣北宇和郡宇和島町	玉井 岩 城君	八十八番	福井市組合	福井縣足羽郡木田村	増 永 伊 太 夫君
七十一番	福島縣有志會	福島縣棚倉町	井上 臺 介君	八十九番	群馬縣組合	群馬縣山田郡休泊村	武藤 徳 太 郎君
七十二番	三重縣有志組	三重縣神戶町	杉本 清 吉君	九十番	同上	同縣邑樂郡多具村大字高根	大澤 茂 左 衛 門 君
七十三番	同上	同 縣 松 坂 町	西井久 兵衛君	九十一番	同上	同縣同郡館林町大字合越	星 野 松 平君
七十四番	熊本縣組合	熊本縣上益城郡福田村	宮田 武 平 太君	九十二番	靜岡縣組合聯合會	靜岡縣中泉町	寺 田 善 作君
七十五番	大坂市組合	大坂市西區幸町	西岡 卯 兵衛君	九十三番	清酒問屋組合	東京市京橋區銀町二丁目	高橋 門 兵衛君
七十六番	同上	同市北區錦屋町	阿波野 榮次郎君	九十四番	同上	同 縣 那 波 郡 玉 村 町	三 橋 甚 藏君
七十七番	河内郡組合	栃木縣河内郡豐原村	福田 芳 太 郎君	九十五番	群馬縣組合	群馬縣西群馬郡淵川村	渡 邊 太 平君
七十八番	神奈川縣組合	神奈川縣足柄上郡曾我村	井上 勝 藏君	九十六番	同上	同縣那波郡玉村町	西 田 要 吉君
七十九番	四宮郷組合	兵庫縣武庫郡西ノ宮	久井 亥 太 郎君	九十七番	山梨縣有志會	山梨縣中巨摩郡今諏訪村	金 丸 物 之 助君
八十番	群馬縣組合	群馬縣西群馬郡淵川町	湯本 元 作君	九十八番	豐原組	愛知縣知多郡石濱村	竹 内 清 兵衛君
八十一番	山梨縣有志會	山梨縣東八代郡相模村	小池 四郎兵衛君	九十九番	汗入會見郡組合	高取縣米子町	稻 田 秀 太 郎君
八十二番	埼玉縣組合	埼玉縣兒玉郡兒玉町	岩 片 和 七君	百 番	山梨縣有志會	山梨縣中巨摩郡今諏訪村	齋 藤 卯 八君
八十三番	高知組合	高知縣香川郡浦戸	池 上 巖 君	百 一 番	滋賀縣組合	滋賀縣野洲郡守山村	岡 田 八 藏君
八十四番	同上	全縣高知市朝倉町	別 役 龍 吉君	百 二 番	同上	同縣高島郡大瀨村	福 井 彌 兵衛君
八十五番	同上	同縣同市蓮池町	武政 丑 太 郎君	百 三 番	同上	同縣同郡海津	磯 野 幸 七君

○有志者之部

百四番	三多摩郡組合	東京府西多摩郡熊川	石川 泰 助君	十九番	和歌山縣伊都郡妙寺村	草田 亦 十 郎君
百五番	熊本縣組合	熊本縣上益城郡甲佐村	渡邊 敬 生君	二十番	埼玉縣比企郡野本村	利根川 惣 平君
百六番	那須郡組合	栃木縣那須郡寄居村	大島 徳 之 助君	二十一番	同縣同郡松山町	小林 太 郎 平君
一 番	府縣郡町村	東京市四ッ谷區左門町	熊谷 一 郎君	二十二番	同縣入間郡入西村	宮崎 喜 代 七君
二 番	東京府下都賀郡栃木町	栃木縣下都賀郡栃木町	増山 源 太 郎君	二十三番	同縣北葛飾郡幸松村	田 中 源 太 郎君
三 番	愛知縣東加茂郡足助町	愛知縣東加茂郡足助町	深見 宗 七 郎君	二十四番	栃木縣河内郡藥師寺村	内 木 喜 平君
四 番	東京府西多摩郡霞村	東京府西多摩郡霞村	五十嵐 與 作君	二十五番	福島縣西白河郡本町	岩 淵 兵 右 衛 門 君
五 番	德島縣板野郡撫養町	德島縣板野郡撫養町	平野 徳 太 郎君	二十六番	熊本縣阿蘇郡坂梨村	田 代 忠 二君
六 番	兵庫縣神東郡川邊村	兵庫縣神東郡川邊村	内藤 英 太 郎君	二十七番	佐賀縣佐賀郡大井堂村	吉 武 承 平君
七 番	神奈川縣愛甲郡荻野村	神奈川縣愛甲郡荻野村	藤川 圓 太 郎君	二十八番	青森縣津輕郡藤崎村	多 智 花 善 十 郎君
八 番	愛知縣海東郡戸田村	愛知縣海東郡戸田村	横井 安 五 郎君	二十九番	德島縣板野郡撫養町	田 島 熊 藏君
九 番	兵庫縣飾西郡高濱村	兵庫縣飾西郡高濱村	田 中 武 雄君	三十番	神奈川縣横濱市野毛町	三 宅 新 吉君
十 番	愛媛縣北宇和郡愛治村	愛媛縣北宇和郡愛治村	古川 芳 藏君	三十一番	同縣同市長者町	梶 原 伊 八君
十一 番	京都府紀伊郡伏見町	京都府紀伊郡伏見町	玉井 卓 一 君	三十二番	京都市下京區古門前三吉町	小 山 龍 太 郎君
十二 番	埼玉縣南埼玉郡久喜町	埼玉縣南埼玉郡久喜町	菱本 恒 次 郎君	三十三番	東京市京橋區濱町	渡 邊 傳 藏君
十三 番	同縣那珂郡松久村	同縣那珂郡松久村	荒井 伊 兵衛君	三十四番	埼玉縣比企郡野本村	田 中 隆 兵衛君
十四 番	廣島縣賀茂郡下野村	廣島縣賀茂郡下野村	岩 片 半 平君	三十五番	同縣北足立郡浦和町	矢 部 儀 一 郎君
十五 番	同縣同郡東野村	同縣同郡東野村	山 脇 健 藏君	三十六番	栃木縣上都賀郡西方村	木 村 重 太 郎君
十六 番	東京市日本橋區南茅場町	東京市日本橋區南茅場町	山 口 豊 助君	三十七番	京都市伏見町	鹿 嶋 利 右 衛 門 君
十七 番	栃木縣河内郡上三川町	栃木縣河内郡上三川町	松本 四郎右衛門君	三十八番	東京市京橋區南新川	嶋 岡 利 吉君
十八 番				三十九番	群馬縣新田郡賢泉村	稻 垣 藤 兵衛君
				四十番	富山縣富山市愛宕町	中 森 彦 兵衛君
				四十一番	栃木縣足利郡足利町	上 田 仙 次 郎君
				四十二番	同縣 同郡 同町	横 關 彌 十 郎君
				四十三番	埼玉縣那珂郡大澤村	



- 四十四番 東京市京橋區北新川 寺嶋 林之助君
- 四十五番 同市京橋區豐島町 長谷川 糸七君
- 四十六番 東京府下北多摩郡府中町 野口 久兵衛君
- 四十七番 神奈川縣高坐郡藤澤町 平野 藤左衛門君
- 四十八番 東京市日本橋區數寄屋町 中井代理 横地 慶助君
- 四十九番 栃木縣那須郡佐久山町 嶋崎 友次郎君
- 五十番 同縣同郡喜連川町 平田 與平君
- 五十一番 埼玉縣新座郡志木町 西山 鐵五郎君
- 五十二番 滋賀縣甲賀郡下田村 上西 仁三郎君
- 五十三番 同所 山中 嘉一郎君
- 五十四番 和歌山市寄合町 宇治田 六左衛門君
- 五十五番 關西縣金敷郡小倉町 守 永勝助君
- 五十六番 兵庫縣荒原郡魚崎 山村 本左衛門代理 山本 武兵衛君
- 五十七番 大坂市東區川原町三丁目 河波 野德藏君
- 五十八番 同市北區船屋町 栗岡 太吉君
- 五十九番 千葉縣夷隅郡上野村 吉野 佐二郎君
- 六十番 東京市京橋區銀町二丁目 山田 五郎助君
- 六十一番 愛知縣龜山町 伊藤 七三郎君
- 六十二番 千葉縣安房郡朝日町 鈴木 紋五郎君
- 六十三番 東京市神田區三河町 立入支店員 橋本 伊兵衛君
- 六十四番 同市京橋區南新川 山脇善助代理 井上 精七君
- 六十五番 宮城縣仙臺市國分町 大島 市三郎君
- 合計百七拾壹名

六酒造稅則附則及納稅期改正ノ件  
七請願書ノ件

議長(渡邊徹君)諸君、諸君は相變らず御熱心にて遠路を御來會相成りまして本會の發達上に付誠に本懐でござりまする、抑も本會の目的たるや獨り當業者の利益を謀るのみにあらずして國家の經濟上にも大に利益であること云ふ事柄が近來漸く世間に賣出しまして御聞き及びの通り昨年は衆議院議員に在ても百何十名と云ふ賛成を得て本會より請願の趣意と同様なる法律改正案をせられましたが不幸にも議會が解散になりまして願意を徹底することが出来ませぬでした。尚ほ本年も議會に對しては同じ方針を執ります積りでござりまする。又本會の内部に於きましても會員は年々次第に殖ゑるやうでもあり、以て希望の點に向ては着々歩を進めて其大眼目は必ず達し得る積りでござりまする。諸君に在ても此上尚ほ一層の御熱心に希望致します。

又今日此會を開くに付きまして役員會に於て新議案の件に付ても彼是意見もありません。結局昨年以來に於て議決せし數條件中にて最も緊要なる三問題の目的を達する迄は勉めて新議案は後と廻はしにする事に決しました。諸君に在ても同様御承知あらんことを希望します。又是れよりは昨年以來取扱ました事柄を御報道致します。

特別傍聽席

- 松尾神苑會會長 從一位 侯爵 久我 建通君
- 梅宮宮司 正七位 橋本 順行君
- 貴族院議員 三重縣酒造家 林 宗右衛門君
- 同 島根縣 田部 長右衛門君
- 同 衆議院議員 群馬縣酒造家 金井 貢君
- 同 山梨縣酒造家 加賀美 嘉兵衛君
- 同 廣島縣酒造家 和田 彦次郎君
- 同 京都府酒造家 安田 益太郎君
- 同 山梨縣酒造家 齊藤 卯八君
- 同 熊本縣酒造家 渡邊 敬生君

新聞雜誌者席

- 中外商業新報社 中山 良介君 時事新報社 高見 龜君
- 煙草雜誌社長 鎌田 寛君 帝國通信社 三澤 庸雄君
- 釀造雜誌社員 上村 秀昇君 内外通信社 倉田 宗貞君
- 東京通信社員 伊吹 廣海君 釀造新報社 主 太田 竹次郎君
- 新朝野新聞社 宮井 鐘次郎君

會議順序

- 一開會
- 二事務報告及說明
- 三決算報告
- 四役員改選
- 五廿七年度豫算

五十四番(鈴鹿辨三郎君)私は議事進行上に付きまして一言致したし、只今述べまして宜しうござりまする。議長(渡邊徹君)宜しうござりまする。

此此聯合會の議事の進み方に付いての御相談です、本會も茲に第四回の會議を開きまして、退々會員も殖ゑ其事柄も益々進んで聯合會の基礎と云ふものが愈々固くなつて來ました。付きましては本會は固より實業家の寄合なれば、事柄に依ては大に討論を爲して其可否を研究すると云ふことも必要ではあるなれども、強て勝敗を決するが如き意味を以て討論をするには、甚だ不可なることでありませぬ。是れまでには、或る場合に於ては往々あることでありませぬ。其邊は能く議長が聴取り其地方地方に適するやうに斟酌して圓滑に謀らねばならぬ。徒らに規則に拘泥して議論に流るゝと云ふことは、策の得たるものではありませぬ。實業家は實業家らしく着實に進行をやりたいと云ふ希望であります。どうか諸君に於きましては、此邊御考になりまして、議事の進行に付きましては、成るべく相談体にして、地方の状況を十分に盡して相互に意見を述べて、團體の鞏固發達を謀ると云ふことを希望致します。是れ或は席を崩すと云ふの嫌ひは、あるかも知れませぬが、議事に先んじ一應此事を一言して置きます。

三十四番(新潟近藤吉左衛門君)只今五十四番の申さ



れた如く本員は固より希望して居ります、然るに意見がわつたり建議が出たり或は是れに反對の討論をしたり徒らに争ひましては本會の議事が出来ぬと考へますから成るべく五十四番の說の如く圓滑に運んで成るべく靜肅に此實業を發達するやうに致したいものでありますから餘り規則に依らずして相談体にして五十四番の意に叶ふやうに致したい

六十八番(兵庫武岡豐太君)私は両君の御説が至極賛成です、最早多辯は費しませぬ、要するに各項中の目的とする所は第六と第七との二項にあることでありまして第一より第五までは簡便に取極めて宜からうと思ひます徒らに言端尻を咎むことは止めて仕舞ふて圓滑に目的を達せねばならぬと云ふことは固より私の希望するのみならず滿場の諸君も又御同感であらうと思ひます昨年來役員諸君は非常の御勉強で諸事を經營されました今日漸く世間に酒造家聯合大會の實況が賣れ出す運びに至りました、是れ全く時勢の然らしむる所とは思ひなから役員諸君の御盡力に依ることであると存じます  
八十三番(高知池上嚴君)八十四番(別役龍吉)八十五番(武政丑太郎)は五十四番の説に賛成す  
議長(渡邊徹君)諸君に御謀り申しますが五十四番から建議説が出まして是れには續々御賛成者がありまして議長に於きましては斯くありたいと思ひますから皆さんに御不同意がなければ此方針に従ひ總して

組合員拾石 造石高三千名	山形市酒造業組合
組合員貳拾六名 造石高未定	福井酒造營業人組合
組合員貳拾石 造石高三千五百拾石	岐阜縣酒造有志會
組合員貳拾石 造石高七千三百五拾七石	愛知縣酒造有志會
組合員二十名 造石高四千石	新潟縣酒造組合
組合員二十四名 造石高壹萬六千八百石	兵庫縣酒造組合
組合員二十名 造石高七千五百石	長野縣酒造組合
組合員十七名 造石高一萬五百二十石	山梨縣酒造有志會
組合員十三名 造石高五千石	山梨縣酒造有志會
未届出	山梨縣酒造有志會
同	山梨縣酒造有志會
同	山梨縣酒造有志會

明治二十六年六月より本月まで退會したる組合は左の如し

右組合は所感あるを以て退會致し度旨申出あり因て役員に於て百方勵勵する所ありしも之を容れず遂に退會を届出てた

事務成績

會議には何方にても議事細則の設けられども今回は夫等の例に依らず臨機議長が整理することに致しすから左様御承知置きを願ひます  
(廿六年度事務報告書記朗讀)

明治廿六年度全國酒造組合聯合會事務報告  
本會は過る明治二十六年六月京都市大會に於て従前の組織を革新し併て會務の改良を計り稍々整理の緒に就くことを得たり  
茲に明治廿六年六月より本年本月に至る一週年間本會に於て處分したる事務を報告すること左の如し

一起案せし文書 十五冊  
一發送せし報告書 八百六拾三冊  
一發送せし通知書 千二百九拾三冊  
一受付たる來狀 五百七拾六冊  
一發送せし文書及回答書 四百八拾壹冊  
右起案の文書は請願書陳情書報告書の類發送せし報告書は各地聯合の組合又は役員等へ毎時會務の報告にして其通知書は總會常議員會委員會の通知或は時々請願運動に關する狀況の通知書等なり受付たる來狀及發送せし文書并答書は會務諸般の往復文書なり

明治廿六年六月より本月迄新たに聯合したる組合は左の如し  
組合員 三拾五名 千葉縣 安房房酒造組合  
造石高 三千石

客年六月京都市に於て大會以來京都市に於て委員會を開くこと二回常議員會を開くこと一回又第五帝國議會開會中は委員上京し何れも大會決議事項の實行に従事したり其概況は第二回第三回の報告書に摘記せしと雖も今尙ほ各項に就て仔細に之を報告すること左の如し

酒造稅則附則(即ち自家)及び稅則中納期改正の件  
右二件は稅則改正中に在りても切望の條項ありて然るに凡そ請願の其事情の上達せずして排斥せらるゝもの其例尠ならず故に若し輕く着手し他日勝を囁むの感なきを保せし是に於て頗る慎重を加へたり即ち昨明治廿六年十一月一日會長以下委員一同は同業及び營業に因由ある代議士と相會して其改正を請ふの事由を嚴説し且本會より請願するの外議院内に於ても同一の法律改正案提出あらんことを請ひ遂に其領諾を得其後委員は各分擔を定めて連日各代議士を訪問して廣く其賛同を求め明治二十六年十二月十七日本會は請願書を貴衆兩院に奉呈し院内より其翌十八日附則改正法律案を金井、奥野、鈴木、山田の四代議士より四十六名の賛成を得て別に同法案を中澤、内藤、加賀美、和野の四代議士より四十二名の賛成を得て其納期改正法律案は金井、奥野、鈴木、加賀美の四氏より八十四名の賛成を得て別に同法案を中澤、色川、秋元の三氏より三十四名の賛成を得て共に四通の法律案を提出せらるゝに至れり然るに是より先き代議士野出、三郎、鈴木高次郎の二氏外一名より二十八名の賛成を以て稅則附則即ち自家用料酒造の法律案提出あり其案たる金井氏等の改正案と反對にして自飲酒製造者を利し併て國庫の歳入を減ずるの起因ありて其不當なる固より論議を起さるゝに足らずと雖も若くも議場は騒出すに於ては亦黙止す可からざるものあり故に金井氏等より提出の改正案と野出氏等より提出の改正案とを各々現行法に比較したる計表を製して歳入減額の起因を示し併て之が利害得失を記述し十二月三十日



再び同業代議士及び本件に關し盡力せられたる代議士等會をして  
該案の不當を辯明せり此時に當り議會は停會となり其期滿ち十二  
月二十九日開會せらるゝや前記四通の提出案は議長より報告せら  
れたり然るに議會は此日再び停會となり尋て翌三十日解散の 詔  
勅を下さる是に於て委員の辛苦經營一時の霧消に歸し第五議會に  
於て本案の通過を願るに至らざりしは實に滿場諸君と俱に慨惜す  
る所なり然りと雖も第六議會は既に開會せらる尙ほ奮起以て其衝  
に當り會員諸氏の附託を空ふせざらんことを努めんことを

### 酒造稅則第二條、第四條、第六條、第二十條改正の件

該稅則中改正を請ふの條項は二三にして止まりず而して其餘項中  
自らの緩急輕重の別あり故に之を一通の願書に列記する時は其容  
れらるべき條項をも他の容れられざる事項の爲め共に廢棄せられ  
んことを恐れ且第九條納稅期の改正及び附則改正の如きは特に其  
遂行を切望するのみならず代議士多數の賛成ありて議院内よりも  
其改正法案の提出あり因て彼此を斟酌し稅則中一切の改正請願  
は之を四通に分割したり則ち其第二條、第四條、第六條、第二十  
條の三件は之を一冊の願書と爲し前項請願書と共に之を貴衆兩院  
に奉呈せり

### 酒類造石稅輕減の件

本件は營業者宿昔の願望にして固より本會決議の内在に在り雖も  
現時國家の財政を觀察し來れば議會の賛同を得るに於て甚だ難  
るべく若し偏へに本會の議決に泥み強て之を提呈せんか他に遂行  
の望みある請願の妨害さる事情あるを奈何せん是に於て姑く其  
提呈を猶豫したるに議會は解散となり本案ハ遂に之を奉呈するを  
得ざりしなり

### 酒造免稅稅を直接國稅に編入の件

凡そ國稅中免稅稅を納むるものは特に本業のみに止まらず各種の  
免稅稅、營業稅、若くは船稅、車稅の如き其性質皆純然たる直接  
國稅ならざるは莫し然るに蓋きに京都市の大會議に於て本項を決議

### 東京清酒入市稅免除の件

本件は過る明治二十六年九月二十日鈴鹿副會長宮川酒井兩常議員  
內務省へ出頭し渡邊內務次官、都築內務大臣秘書官に面會事情陳  
述の上請願書を提出せり其後大藏大臣官房より右請願は建白と看  
做し領收し置くとの通報を得たり就て今後尙ほ調査の上相當の  
順序を以て出願せんとす

### 釀造學科官設の件

本件は過る二十六年九月十三日木原、宮川、高崎の三委員等文部  
省へ出頭し小山秘書官に面會して該學科設置出願の旨趣を陳情す  
其要旨は日本酒釀造の工業ハ國庫歲入の第二位を占むる稅源にあ  
て之れが爲めに要する米穀は實に二百七八十萬石にして農家經濟  
に大關係を有し又爲めに人夫を役するに年々三十萬人に下らざ  
る可し此の如き大工業なるにも拘らず從來政府の保護迄らずか當  
業者に於けるも亦數百年來其賣地の經驗にて所謂手加減造にのみ  
依頼し未だ嘗て一定の規矩あることなし今や漸く學科進み實業  
學理は併行して偏進す可からず學理應用の結果は他工業に於て  
進歩せるもの甚だ多し故に日本釀造も於ても亦相當の學科を設け  
て工業學校中に加へられ釀造家の子弟をして洽く就學せしめられ  
たき旨を以てし其後數回往復の未客年十月六日其請願書を文  
部大臣に提供せり越て十一月廿六日渡邊會長文部省へ出頭し牧野  
次官に面會して細かに具陳する所あり然に該省に於ても願書を嘉  
納せられ今回大阪に新設せられんとする工業學校中釀造學科を

したる精神たるや本業者の納付する免稅稅を衆議院議員選舉法及  
貴族院令中記載しある直接國稅の部分中に編入せられんことを  
希望するに外ならず然れども去る二十二年勅令第四十一號を以て  
選舉法と貴族院令とに記載ある直接國稅とは地租所得稅の二種な  
ることを規定せられたる以上は右二法令中記載したる直接國稅の  
四字に限りては之を地租所得稅の五字なりと解釋するも不可なし  
とす故に若し本會の決議を貫徹せんと欲せば須らく右第四十一號  
勅令の取消を請ふか將に同令中へ酒造免稅稅の五字を追加せられ  
んことを請ふかの二途あるのみ果して然らば業務上其利害得失に  
關する事項を請願するといふ自然其旨趣を異にして専ら法理上の問  
題に屬し之れが審査研究を経るに非ざれば輕々着手すべからざる  
ものあり因て客年十一月中の常議員會に於て本件は暫く延期すべ  
きこととせり

### 清酒洋引減量減免の件

本件は兼て報道せし如く過る明治廿六年九月廿八日を以て大藏大  
臣に請願書を提出し其後同年十月中大藏省に收稅長の會議を開  
れ本請願の旨趣同會議に付せらるゝや傳聞せしより因り此時に當  
り俄か委員會を開き種々協議の未大藏大臣、同次官、秘書官、  
主稅局長主稅官及び上京の各收稅長等を應問し何れも請願の情實  
を面陳せり其後十一月中常議員會の時尙ほ大藏省に數回出頭して  
願書の採納を請求し同年十二月九日日本年度より實施せられ度旨の  
陳情書を提呈し又本年一月より至り大臣、次官、秘書官、等を其官  
邸に訪ひ懇々陳情する處あり此の如く是まで當局者を訪問して本  
業一般の状況を具陳すること數十回書面を呈すること二回然るに  
其願書を不當なりと視認せられたるにもあらざるもの、如く唯其  
時々尙ほ調査し置く可しと答へられ或は省議未だ決せずと謂ひ尙  
ほ今日に至るも未だ其許可の如何を曉知す可からざるなり

### 輸入洋酒課稅及酒造稅則第十五條改正の件

輸入酒の課稅は同業代議士會の際にも討議する所ありしが其課稅  
方法未だ充分の調査を終らず且つ當時條約履行論の政府と議會と  
加へられ既に第五議會に其豫算を提出せられ尙ほ其成績に依りて  
は各所に設置せらる可き計畫なりと抑も當局をして計畫致し至ら  
しめたるは自然の趨勢に由ると雖も亦本會の請願之を促したるも  
のあるを信するなり  
當局の意見既に此の如しと雖も尙ほ希望する所は實業補習として  
別立私立釀造學校を設立し政府に應分の補助を仰ぎ本業の子弟及  
び杜氏等をして短期卒業の實修法を設けたること是れなり  
聞く所に據れば當局に於て大坂工業學校の附屬として實驗場を設  
くるの意ありと雖も經費の許さざるを以て未だ實行の運びに至ら  
ずと見して然るに當業者より應分の獻金を爲し實驗場の設置を請  
はば我志望を達する捷徑たらんら故に大阪工業學校設置にして議  
會通過したる上更に計議する所ある可し

### 日本酒海外試賣の件

本件は京都大會決議に係る調査の一要項たり昨二十六年九月十四  
日鈴鹿小堀の兩副會長横田木原の兩常議員等農商務省に出頭し若  
宮商工局長仁禮商務課長に就て日本清酒海外輸出上の意見を推問  
し之れが調査材料の貸與を請ふたり然るに局長等意見の存する所  
ハ東洋中日本酒輸出の見込なきに非ざる可し然れども未だ充分に  
試みたるもの非ざれば隨て當局に於ても其經驗に乏しく各領事  
の報告等あり參考となるものあらば之れが踏寫を許す可し云々  
其後高崎委員數回商工局に出頭し貸與せられたる領事報告書等左  
の書類を踏寫せり  
一 浦潮斯德日本貿易事務官報告  
一 新潟坡領事報告  
一 天津領事報告  
一 廣東領事報告  
一 漢口領事報告  
一 上海領事報告  
一 元山津領事報告  
一 パンターバー領事報告



一日支條約中補正に係る書翰摘要  
 一新嘉坡に於ける日本品着後の諸税  
 一朝鮮國海關税目  
 一堺市商會議所より日本酒輸出上に付農商務省へ稟請の項目  
 右書類は固より以て日本酒輸出計畫に充分の參考とすべきに足らずと雖も多少其要領を窺ふに足るものあり又尙ほ左の項目に就て其調査に従事せり

支那、朝鮮、米國、布哇、魯領シベリヤ、南洋等に於ける日本酒の海關稅及販賣見込、賣捌方法  
 支那上海に於ける海關稅は從價五分にして其輸出には邊詰よりも堅牢なる標詰を以て可とす日本酒は彼國人の嗜好に適せざるよ非とされども從來彼の國は自國釀造の紹興酒及び各種に製造せし燒酎を以て一般の需用とし其價一升凡十二錢より十六錢位までなり同國の酒造は從前無稅ありしが去る廿二年より僅少の税金を賦課せるのみ故に價格の競争守舊的習慣等に依り容易に多量の輸出に至難からん然れども將來日本酒の輸出にして第一の望みあるは支那及び魯領シベリヤにして販路を擴張せんには上海漢口芝罘等に出張店を出すか或は委託販賣所を設け擴張委員の如きものなるに動せしめざる可からず彼地商業の習慣等に至りては到底一篇の報告書に依り窺知せらるべきに非らず而して我々が彼國人嗜好の如何及び商業習慣の如何を觀察して將に研究せんとする問題ハ日本酒を現在の品質にて輸出せん乎將に其香味色澤等彼の嗜好に適するものに變製して輸出せん歟又廉價を以て其需用を求めん乎或は彼の嗜好を參酌し専ら醇精を以て爭はん乎且彼國より注文を受くる迄に要する擴張費の損失に於ける忍耐等の件是れなり  
 朝鮮國に對する本邦清酒の輸出は從來堺市大阪市長崎新潟等より多少輸出せり聞けり該國の海關稅は從價八分にして運賃は神戸より釜山まで十駄に付五圓位なり而して數年來輸出の途開けつゝあるにも拘はらず多數の輸出なきは未だ彼國內地ハ販路の開けざるに依らん而して朝鮮人は普通酒造及燒酎を需用し其價日本酒より廉なり是れ日本酒の彼國に普及せざる大因なるべし故に現

今既に彼地ニ在ては日本酒多き過ぎ其價三五八一樽七圓半より八圓位「ヤクチール」(燒酎の強)一杯凡そ我二錢三四圓にて一杯は一合餘あり釜山の如きは既に日本人よして日本酒釀造業を営むもの二三月あり朝鮮に對する日本酒の輸出は先づ彼地内地へ賣り込むの方策を考究すること最も緊要なりとす  
 魯領浦羅斯德に於ける日本酒の輸出は充分の見込みあり同港は魯領シベリヤより北海岸各流場(ニコライスクアレ)及びシベリヤ鐵道工事云々將來に日本酒の需用多からんことを必せり魯領は支那朝鮮と異り物價稍々高く其販賣に至りては大に利益あり雖も爰に一大困難あるは魯國海關稅の高率是れなり即ち其稅率は麥酒と日本酒との區別なく等しく「ブート」(我四圓三百六十日)程に付「ルーブル」五十「カヘキ」の割合あり故に其方法は前記述べたる支那を試んとする計策を執るにあらん乎  
 布哇に向て輸出せんとするは就て未だ之が取調の材料を得ずと雖も此國には本邦人數萬在留せり等しく酒を用ふるにすれば本國より送つて其需用に供せんことを肝要なり  
 南洋諸島へ日本酒は不向の由東京府下より先年來葡萄酒ブランド一等每便小許づつを輸送せり然るに同地方は多く物品交易なりと云ふ故に現時の所に蒸餾酒よして其業に當る一會社と結託して之に賣捌くより他は方案なきべし  
 米國に對する日本酒の輸出又見込なきに非ず然るに同國酒類に課する海關稅は一種特別にして稅目に明文なき酒類は試驗の上其成分中二割四分以上の「アルコール」分を含有するものは總て之を酒精類の項目に照し課稅し又縱令右以下の割合を包含するものも雖も市場語より類酒精と稱する酒類は是亦同様の稅率に從ふ成規よして日本清酒は之に準し酒精同様に取扱ひ「ガロン」に付二冊五十仙を課す又「ピール」は壹又は壹入なれば「ガロン」四十仙其他は總て「ガロン」二十仙の割合を以て徵收せらる又其輸送數十日を經るを以て其品質上最も注意せざる可からざるものあり  
 上來述ぶる所は僅か其大略を摘記せしのみ尙ほ一言せんとする

ものは其課稅上若くは販賣取引上に就て日本領事館に於て充分の保護あらんことを希望し又我々が試賣せんとするに於ても特注注意すべきものあり少しく販路の開けるや忽ち輸出を競ひ賣價を下げ僅かに其萌芽に於て之を刈除し遂に本業を中絶するの弊害は其例既に乏しからず密に惟ふに先づ吾聯合會が主となり日本酒類輸出協會云へる如き貿易團體を結び共同賣を合せて支那朝鮮露國等へ出張店を設置し年々各自より手酒類駄づつを擴張費として投出して持久之策を立つるに在り  
 本件ハ農商務省外務省及び日支貿易協會並非精氏又は會て上海に出店せし清酒問屋説田彦助氏等に就て取調ぶる所ありしなり  
 右報告候也

全國造組聯合會

十九番(千葉子安正雄君)只今讀されました中の新たに加盟の名稱でございますが、千葉縣は山邊郡と武射郡との山武酒造組合でございますから左様に御訂正を願ひます

議長(渡邊徹君)諸君御聞きの通り會務の報道は朗讀を致しましたがお合點の行かぬ所は御質問に應じ説明します、其次は會計決算報告を朗讀致させます  
 六十八番(愛知田中惠美藏君)只今の御報告に付きましては滿場諸君と共に役員諸氏の勞を謝したいと思ひます、今報告されましたことに付ては獨り内國に屬するのみならず外國に關する如きに至つて一校業に直接の利益を興ふること甚多ひと思ひます謹んで役員諸氏の勞を謝します

六十九番(山形野附友三郎君)只今朗讀致されまして御報告は詳細を得まして質問すると云ふことは滿場

諸君にもないやうに見受けまます、付きましては直に決算報告に御運びを願ひます  
 議長(渡邊徹君)諸君の中に尙ほ御質問がおりますれば御答を致します

四十六番(兵庫嘉納與吉君)只今の報告は長きに過ぎましてさうも斯の如き長い朗讀は記憶が出来ませぬ故に質問も出来ませぬから印刷にして會員に御配付あらんことを願ひます、  
 六十三番(山形中村作右衛門君)私は只今の報告を得まして實に満足したのでございます、海外輸出に付きまして只今の御報告に依て餘程海外輸出の方向が分らうと思ひますから、日本酒の海外に向く方法に付て役員諸氏よりちよつと其現狀を承りたい、  
 番外(横田良介君)今四十六番より報告を記憶して居ることが出来ぬに依て印刷に摺立て會員に廻はして呉れど云ふ御注文でありましたか勿論是れまでも本會の成績は時々一回、二回、三回と報告してありまして次回でも會報に依て御報告を致します積りでございませう、只今の御質問に答へて置きますが報告の外の御質問ならば兎も角も報告に對する説明では詰り同じやうなことを申上けるやうになりますから兎角請願に付いて運動の模様等は孰れ會報を以て御廻はし致しますから左様御承知を願ひます、

議長(渡邊徹君)六十三番でございましたかちよつと議長より問ひますが、只今の御質問はさう云ふこととて



ありますか其要領を……  
六十三番(山形中村作右衛門君)御報告に依て略ぼ分  
りましたが、十分日本酒が海外に向つて輸出するこ  
とになることでありませうか、只念の爲めに御聞き申  
したい、

番外(高崎修助)只今の御質問の要領は海外に對して  
試賣するに付て十分の見込があるかと云ふ御尋ねて  
ありますか、

六十三番(山形中村作右衛門)左様でございます  
番外(高崎修助君)朗讀致しました通り目下の所では  
何分直に輸出すると云ふことの見込は立ち兼ます、  
けれども先刻朗讀致しましただけの調査を致しまし  
たので是は京都大會の決議に依て取調べて置くこと云  
ふことに成て居ました、目下十分に輸出の見込は立  
兼ぬるのでございませう、

六十九番(山形野附友三郎君)此事務の報告に付ては  
只今番外の御話にも有りましたが請願の事は此前の大  
會に於て既に確定して居ることでは是れよりは之が實  
行上に付て御相談と信じますから事務の報告は只朗  
讀に止めて置きまして是れよりは將來の運び方の方  
法に付て——即ち第六の問題に付て御相談と云ふ場  
合にしたい

三十二番(茨城宮川作藏君)只今事務報告の御朗讀が  
ありまして番外からの御答もありましたが最早朗讀  
は省略したい積りでございませう(ヒヤ)賛成の聲

金九百五拾圓

經常費

金百六拾圓

役員旅費

但役員及囑託委員拾七名旅費此延噸數壹萬六千哩、壹哩ニ付金  
壹錢乃至壹錢貳厘

金貳百八拾圓

役員手當

但役員及囑託委員滞在日當延人員貳百八拾八分、壹人ニ付金壹  
圓

金五拾圓

事務所借家料

但事務所借家料一ヶ年分

金七拾五圓

通信及廣告料

但郵便、電信、電話及廣告料

金六拾圓

印刷費

但議案、決議書、報告書其他諸印刷費

金壹圓八拾四錢

備品費

但統計年鑑覽部其他書籍代

金壹圓七錢

消耗品費

但筆墨紙代

金貳百圓

總會費

但明治廿六年六月京都大會費

金百貳拾貳圓九錢

雜費

但京都大會ノ節來會者一同へ辦當代三日分其他諸雜費

金八百五圓參拾參錢四厘

臨時費

内

金百六拾九圓貳錢

役員旅費

但役員及囑託委員旅費此延噸數壹萬六千七百拾貳哩、壹哩ニ付金  
壹錢乃至壹錢貳厘

金參百參拾五圓

役員日當

起る)  
議長(渡邊徹君)然らば朗讀を止めます、御不審あら  
ば御答へ致します、

全國酒造組合聯合會明治廿六年度歳入出決算

歳入之部

一金壹千七百五拾五圓參拾參錢四厘

内譯

金六圓五拾七錢七厘

前年度繰越金

但明治廿五年度精算殘金

金七百九拾五圓九拾壹錢七厘

造石高割

但明治廿六年聯合造石高九拾萬石ノ内七拾九萬五千九百拾七石  
ニ對スル收入壹石ニ付壹厘

金參百四圓六拾錢

釀造場割

但明治廿六年聯合釀造場壹千九百九十場ノ内壹千五百貳拾參箇  
所ニ對スル收入壹箇所ニ付金貳拾錢

金六拾五圓

清酒問屋業者割

但東京酒問屋組合金四拾圓、東京清酒輸入組合金貳拾五圓則チ  
會則第二條但書及第四條但書ニ該當スル者

金六拾參圓六拾五錢

寄附金

但澁五郷ヨリ金五拾圓、關西縣三瀨郡組合ヨリ金五圓、秋元三  
左衛門氏内藤利八氏ヨリ金八圓六十五錢

金五百拾九圓五拾九錢

借入金

但第八拾四圓立銀行外拾四名ヨリ借入金

内譯

一金壹千七百五拾五圓參拾參錢四厘

歳出之部

金貳拾九圓八拾五錢

組合擴張費

但組合擴張ニ要スル通信其他諸手當

金貳百七拾壹圓四拾六錢四厘

雜入費

但臨時備員給料、臨時事務所費、其他諸雜費

全國酒家京都大懇親會費收支精算報告

全國酒家京都大懇親會費收支精算報告

收 入		支 拂	
科 目	金 額	科 目	金 額
懇親會費徵收高	一九〇〇〇	臨時事務所費	二〇〇七三
寄 贈 金	七六〇〇〇	懇親會料理代	三三三五三
京都及伏見酒造 組合ヨリ寄附	一〇〇〇〇〇	雜 費	二七二三五
合 計	三七五〇〇〇	合 計	三七五〇〇〇

右及報告候也

明治廿七年五月 全國酒造組合聯合會々計

六拾九番(山形野附友三郎君)此決算に付きましては  
矢張り第一、第二、第三と三次回にする御見込でこ  
さいませうか、

議長(渡邊徹君)さうか一回にて極めたいと思ひます  
六十九番(山形野附友三郎君)私は二次回で確定せら



れんことを希望致します  
二十番(徳島紅露坦三郎君)報告書を是認致します、  
三十七番(福岡多田勇君)御尋ね致します昨年京都の  
大會に於て歳入豫算と云ふものはされだけ立て居り  
ますか、

番外(横田良介君)昨年の豫算と云ふものは千二百七  
十圓——でした所が本年の決算報告に至りますと千  
七百五十五圓三十三錢四厘と云ふことで豫算よりは  
大變超過致しましたから夫に就て一應其理由を申上  
げます、全体豫算額でやる見込でございまして所が  
昨年の大會の決議を實行するに於て臨時運動をしな  
くつてはならぬことが起りました其事柄はさう云ふ  
事であるかと云ふに萍引減量の件に付て請願をする  
ことになつて居まして、其後東上委員が請願致しま  
した所が當局者の云ふには追て収税長會議があるか  
ら収税長會議が開けたならば収税長會議に諮問して  
何分の詮議に及ぶと云ふのが最初請願した時分の御  
話でありました所が其後収税長會議を開かれまして  
に付きまして私共委員は此機を外さず請願運動を  
せなくてはならぬと云ふ考へで私と高崎修助氏と臨  
時に關西地方に出張する場合に至りました、引續い  
て各地方の常議員あり、臨時囑託委員なりが上京各  
収税長を訪問するとか當局に出で、陳情するとかの  
爲め十數日を要したり亦昨年第五議會に對する事は  
既に御報告致しました通り、院内よりも通告があつ

て此際我々多年の希望を達したいと云ふ考へであり  
まして各員も四十日も五十日も滞在して運動しまし  
た爲めに臨時費用が非常に多くなりまして、大抵節  
儉の上に節儉を加へましたが五百何圓と云ふ金高が  
豫算より超過しました其れだけの結果を得ませぬ  
けれど殆んど希望を達せんとするまでには至りまし  
た故、さうか諸君に於て御承諾を願ひたいと思ひま  
す、

議長(渡邊徹君)只今述べました決算報告のことに付  
ては會長よりも一應諸君に御断りを申述べます、此事  
柄に付ては番外よりも説明の如く本會も昨年は第三  
回目迄にも進みしなれども組合の組織を變更等の爲  
め遠方より準備委員が京都に集り又は請願の爲め臨  
時委員が東京に往來する等にて非常に物を費しまし  
たが事實、事を運びたいと云ふ精神より出たること  
ではありますなれども事の如何に不抱豫算外の支出は  
越權を免かれざる次第ながら悪からず御承諾あらん  
ことを希望致します

三十七番(福岡多田勇君)もう少し御尋ね致しますが  
歳出の部に於て二百圓の總會費と云ふのと百二十二  
圓九錢の雜費と云ふのは別物になりますか……  
番外(横田良介君)只今の御尋ねはさう云ふ御尋ねで  
ございませうかもう一應……  
三十七番(福岡多田勇君)總會の費用二百圓と百二十  
二圓九錢と云ふ雜費は歳出の内……是れは大會の

費用の徴集した外に是れだけ入つたと云ふことで  
ございませう

番外(横田良介君)百二十圓幾らと云ふのと二百圓と  
云ふのは別でございませう、此別と云ふものは來會者  
に辨當を出しました辨當を出しましたのは代表者も  
有志者も凡て承認の者でございませう、同じ來會者で  
ありますから代表者には出して有志者には出さぬと  
云ふことはさうも爲し悪い所から總て辨當を出すこ  
とにありました、詰り二百圓と云ふは總會の費用で  
百二十二圓幾らと云ふは辨當代と其他の雜費でござ  
いませう、尙ほ委しいことは其際の仕譯がございませ  
う  
三十七番(福岡多田勇君)尙ほ御尋ねしますが、準備  
費、雜費で百二十二圓幾らとか懇親會料理代が三百  
何圓と云ふことになつて居るが其他の二百圓と云ふ  
ものは會議の場所を借り入れるとか、其ことに費つ  
たもんですか、

番外(横田良介君)三十七番にちよと御尋ねしますが  
金二百圓と云ふのは會費に是れだけ掛つたと云ふのは  
です、懇親會費は別でございませう、總會費と云ふの  
は會場を借入れたとか何んだとか云ふのは是れだけ  
掛つたので百二十二圓と云ふのは單に辨當代が重に  
なつて居りますか、

三十七番(福岡多田勇君)百二十二圓は辨當代だけと  
云ふのですか外に掛つて居らぬと云ふのですか、  
番外(高崎修助君)百二十二圓九錢と云ふ是れだけは

總會費の外に掛つたので京都に於きましては懇親會  
費と會議費とを混じて居りました故會議費と懇親會  
費と混同中より會議費の二百圓を引去りまして臨時  
事務所の費用と合しますと百二十二圓九錢となりま  
す、  
三十七番(福岡多田勇君)二百圓の總會費はすつかり  
拂ひが付いて居らぬか  
番外(高崎修助君)付て居ります……  
三十七番(福岡多田勇君)懇親會費の四十七圓幾らと  
云ふのは單に一日の懇親會の事務費で入つたのです  
か

番外(高崎修助君)最もさうでございませう一日の懇親  
會の爲數日事務所を置た故であります  
十九番(千葉子安正雄君)大抵此邊は分つたやうであ  
りますか辨當代は別段に願ふことにしたら宜からう  
私は異議なしと考へます、

番外(横田良介君)京都の大會のことは今番外から御  
説明致しました通り、懇親會と總會とは聯合組合創  
立の時でございませうからスツカリ其仕譯が出来て居  
りませぬ、

總會には此位、懇親會には此位掛たらうと云ふこと  
らの見込を以て二つに分割したものでありますから  
總會費二百圓の支出ではないのです、大凡の見込で  
ございませうから左様御承諾を願ひたい、  
二十四番(京都小田軌君)チヨット御尋ね致しますが



五百幾圓と云ふ負債を起したは常議會に於て相當の手續がございませうチヨット其手續を御説明願ひます

番外(横田良介君)此負債を起しましたのは勿論常議員會の決議を経て會長の承認を得たものであります六十八番(愛知田中惠美藏君)私は此決算報告に付ては一言の異議はない、實に此大會の委員の報酬を見まするに一日に一圓の日當である、實に御氣毒千萬の話で此些少なる豫算を以て斯の如き報告を得ましたのは役員諸氏が餘程御辛抱下すつた結果で極く満足に存じます、どうか満場諸君と共に承認することを致したい、(拍手喝采)

二十四番(京都小田軌君)經費のことに付てチヨット申しますが將來も入用がありまして借入れるのも宜ろしいが年々歳々入用のある場合には常議員の承認を受けるやうにと云ふ迄では漠然に付今日の場合で出來得るだけの事は規約あり何なりを制定して置く方が宜からうと思ひます、是れだけ御考へ置きを希望致します、

議長(渡邊徹君)御尤の御説であります、議長も既に夫等の考ありて本年には豫備案を提出せし次第でありますから御安心を願ひます、

六十七番(愛知田中惠美藏君)二十四番の御説は至極善いと思ひますから、豫算の時にあつて其事を...議長(渡邊徹君)決算報告には御異論のないやうに認

望です  
一番(千葉小原國太郎君)六十七番に賛成致します  
二十一番(徳島明石隆政君)私も六十七番に賛成致します

六十三番(山形中村作右衛門君)私も六十七番の説を賛成します是非さう云ふ風にされた方が却て運ひの上

に於て宜からうと思ひます  
三十四番(新潟近藤吉左衛門君)三十四番も矢張り今までの常議員に委託致して後回に至つて撰擧することに致したい

議長(渡邊徹君)満場に御謀りしますが四十六當は尙は調べて明日に廻はしたいと云ふのでございませうが又六十七番よりは今日までの役員に尙は留任を欲する

と云ふのでございませうが是れには段々賛成がございませうから従前の役員にして承諾するや否やは計り

難きも先づ留任説を起立に問ひますでございませう  
番外(横田良介君)議長より宣告がございませうが

外の考へますところでは固より役員の中でも正副會長は總會で撰擧すると云ふことは昨年京都の大會で極められたけれども常議員の如きは東北では何人とか關東では何人とか關西では二人とか三人とか中國では何人とか四國九州では何人とか區劃分けに成て居りますから各其區劃内の代表者で御撰擧になつた方が宜からうと思ひます  
七十七番(栃木福田芳太郎君)只今番外よりの御注意

めますから報告は是認せられたるものと認めます、議長(渡邊徹君)それでは順序の第四番に當る役員改撰即ち會則第九條に依て役員改撰を致しますから御投票を

四十六番(兵庫嘉納興吉君)本員は發議を致しますが、斯の如く毎年代表者か違ひまして姓名も知れぬ位であります其に付きましては改撰が出来たらうと思ひます、其れに依て明日最後の結果として明日改撰せられんことを希望致します(ひやく)の聲起る(是非)と云ふものあり)

六十七番(愛知田中惠美藏君)今日來會者諸氏は是れまで第一回、第二回、第三回と御出席になりました酒造業の爲めには御盡力下されましたことと信じます、疾くに承りますれば既に御辭任を申出でたる御方があると云ふとでござりまするが御盡力になつたことは満場諸氏の共に謝する所でありませう、此上とても御盡力を乞ふは甚だ御氣の毒でございませうけれども納期の改正と云ひ洋引の件と云ひ皆昨年來繼續し來りたる所の問題で其事實に付ては是れまで諸君は或は當局者に向つて陳情せられ或は御調査になつたこともございませうれば今改撰致しまするに付いては矢張り勢ひ従前の諸君を再撰するやうになりませうが一ツノ問題の一部なりとも我が希望の遂げ

るまでは御辛抱下されまして...今日は改撰を用ひずして現在の諸君に御就任を願ひたいと云ふ私の希望

でありました六十六番の述べましたのは無論正副會長ばかりの積りではありませぬ、常議員も各區に於て撰擧するのであります、併ながら私も六十六番も同様は是れまでの役員に引續いて就任を願ひたいのであります、さすれば撰擧する手續が省けますから私は六十六番と同意であります

六十七番(愛知田中惠美藏君)私の精神は此問題に付きましては是れまで繼續して居らるゝ御方に引續いて御盡力を願ひたいと云ふに外ならぬのであります會長と云ひ副會長と云ひ常議員と云ひ其名こそ異なるれ其盡力せらるゝ所の實に至つては同じことになつて居ると思ひます、今や二三の問題は代議士部内に於ても賛成を得又政府も勤考すると云ふ場合に運んで居りますから成るべく是れまで繼續し來つた御方に願ひたいと云ふ精神であります、

十七番(栃木飯沼熊太郎君)段々役員改撰のことに付きましては皆さまの御論がありましたが役員を改撰することに付きましては本會の最も重んずべきことと考へます、殊に本會の有様を見ますると役員其の人物如何、働き如何に依て又どうなるとも云ふことでございませうから役員改撰に付ては固より其人を撰ぶと云ふことが必要でございませう、而して會則を見ますると正副會長の任期は一年と云ふ明文がある、此重んずべき役員を撰擧することに付て只

會長より起立に問ふなごにては會則を無視すると云



ふことで感心しないから些しく時間が費ゆるとも今日即時に改撰するか又は明日までに取纏めて持つて来るなり改撰する方が宜からうと思ひます、殊に前の人を再撰する位ならば左程時間も掛りませぬ、就れなりとも明文通り改撰あらんことを希望致します、四十五番(兵庫長尾政吉君)私は常議員は明日改撰の方が宜からうと思ひます、

三十七番(福岡多田勇君)私は正副會長は本日改撰すると云ふことが希望です、其處で今日御出席になつて居る諸君にして會長副會長を知らずと云ふ様な不熱心の人もありますまいから、今日會長、副會長の改撰を致しまして明日亦常議員の改撰を爲すと云ふことにしたいと思ひます、

十七番(栃木飯沼熊太郎君)私も其考でございませう、正副會長だけを是非茲で投票致しまして常議員は明日投票した方が宜からうと思ひます、尤も再撰するに於て所が只御願申すと云ふよりは投票の結果に依て御願申すと云ふ方が一層強くなり且つ名譽あることと考へますから是非改撰した方が宜からうと思ひます、

十四番(兵庫小泉源之助君)改撰のことに付きましては暫らく留任の方を希望するものでございませう、要するに今回改撰するかしないかと云ふことを議長に於て起立に問ふて貰ひたい、是れだけに喋々云ふて居ると議事の進行を妨げるやうになりますから早く議

の次第でありますから兎に角御請けを致します(満場拍手)次は副會長貳名の投票です

此間副會長の撰擧を行ふ

議長(渡邊徹君)投票の結果を御報道致します

- 六十九點 (當選) 小堀 貞吉君
- 五十八點 (當選) 鈴鹿 辨三郎君
- 六點 (次點) 鳥井 駒吉君
- 四點 (次點) 横田 良介君
- 二點 金 井 貢君
- 一點 近藤 丈吉君
- 一點 武岡 豊太君
- 一點 杉山 彦三郎君
- 一點 宮川 作藏君
- 一點 中村作右衛門君

即ち小堀君と鈴鹿君が當撰でございませう(満場拍手)此時小堀貞吉君起て挨拶して曰く

滿場の諸君に一言致します、長く副會長の席を汚しましても今日まで寸効もございませぬ誠に恐縮の至りでございませう、然るに尙ほ再撰の榮を辱ふ致しまして私の光榮此上もないこととございませう又將來諸君と共に決議の趣意を貫徹することに勉むる考へでございませう、一言辭儀を申述べます(満場拍手)

鈴鹿辨三郎君番外席に在り起つて挨拶して曰く諸君、自席に就きませぬで、茲では甚だ失禮でございませうが是れより私は昨年以來誤つて副會長の任に當

長に於て採決あらんことを希望致します、

議長(渡邊徹君)改撰のことに付ては此儘留任を請ふと投票を用ゆるとの兩説なるが兩説ある以上は會則に依り投票することに致します、

八番(神奈川佐野義職君)撰擧以前に伺ひますが議長と副議長と一緒に致しますか、

議長(渡邊徹君)別々でございませう、議長を先にし

て其れが了つてから副議長二名の撰擧です、

七十四番(熊本宮田武平太君)撰擧のことに付てちよつと伺つて置きますが、會則に依ると正副會長、常議員を撰擧することになつて居るが、しますると常議員も總會で撰擧するのですか、

議長(渡邊徹君)會則には明文なければども正副會長は總會に於てし常議員は先例に依り東北では何人關東では何人と其區劃をやつて下されたい、

此間會長の撰擧を行ふ

議長(渡邊徹君)投票の結果を御報道致します、

- 七十一點 (當選) 渡邊 徹君
- 五點 (次點) 小堀 貞吉君
- 二點 鈴鹿 辨三郎君

即ち不肖の私が當撰になりましたが第一には諸事不行居きを恐れ次には遠方の在住にして議會に對し運動等にも其本分を盡し難きに付此任期を終つたならば其れを界と云ふ考へでございませうなれども又一考すれば曾て就任以來未だ寸効も奏せざりしは遺憾

りまして其儘何も爲すことがないのです、當にないのみならず、大に一身上に差支がございまして會で辭任を申出して居る様なる次第ですから就れ是れは手續を履んで申出づることと致しまして今日は先づ諸君の厚意に對して御請けを致して置きます(満場拍手)

議長(渡邊徹君)御承知の通り會長副會長は就れも承諾をされましてが引續て常議員の撰擧でございませうが先刻御聞きの通り會則には明文がありませんが、是れは矢張り先例に依り區分を爲さざれば一地方に傾くの恐れもあれば區劃内で撰擧するやうに致したう

ございませう、

六十七番(愛知田中惠美藏君)どうか常議員の撰擧は明日にして第五、第六の問題に移りたいと思ひます

三十七番(福岡多田勇君)常議員の撰擧は明日として撰擧の結果は議長の所まで御届け申すと云ふことに致したい(ヒヤ)の聲起る)

十七番(飯沼熊太郎君)本員も矢張り常議員の撰擧は明日に致したいと考へる、

議長(渡邊徹君)宜しうございませう然らば明日のことに決します其れから用紙の御注文がございませうが、是れは銘々で御投票になつて其結果を御届け下されば宜しいのです、

議長(渡邊徹君)是より豫算案に移ります

(明治廿七年度歳入出豫算案書記朗讀)

二十

二十

二十



全國酒造組合聯合會明治廿七年度歳入出豫算

歳入之部

一金壹千五百參拾七圓五拾錢 歳入 高

内 譯

金九百圓

金四百圓

拾錢

金六拾五圓

金壹百貳拾圓五拾錢

金五拾貳圓

但東京酒問屋二組合廿七人分(前年ノ例ニ依ル)

但明治廿六年度経費八組未拂込分

但寄附金

造 石 高 割

釀 造 場 割

清酒問屋業者割

前年度未徴収金

雑 収 入

歳出之部

一金壹千五百參拾七圓五拾錢 歳出 高

内 譯

金參百五拾圓

金百貳拾圓

金壹百四拾壹圓

但東京酒問屋二組合廿七人分(前年ノ例ニ依ル)

但明治廿六年度経費八組未拂込分

但寄附金

役員旅費日當

書 記 給 料

需 用 費

但通信及廣告費金七拾五圓〇印刷費三拾圓〇備品及消耗品費

金三拾六圓

金貳百圓

但東京大會費

金五拾貳圓

金壹百五拾四圓九拾壹錢

拾壹錢

但事務所借家料一ヶ月金七圓宛一ヶ年分〇諸雜費金七拾圓九

拾壹錢

但第八十四國立銀行外十四名、負債償却金

金五百拾九圓五拾九錢

但第八十四國立銀行外十四名、負債償却金

右歳出ノ科目ハ各流用スルコトヲ得

十三番(兵庫鐵田敬三君)チヨット御訊ね致しするが

一項二項の造石の所ですが新たに組合に這入つたも

の、御知らせを願ひます、只今御答へがむづかしけ

れば明日御知らせを願ひたい、

番外(鈴鹿辨三郎君)只今の御尋ねですぐ豫算には今

回加入されました分も這入つて居ります

二十番(徳島紅露垣三郎君)異議なし

七十二番(三重杉本清兵衛君)百二十圓五十錢と云ふ

前年度未徴集金はどう云ふ事情で滞りましたかチヨ

ット御説明を願ひます

番外(横田良介君)前年度京都で御届になつて居りま

す其費用が未だ御納になつて居らず謂ゆる未徴収に

なつて居りますから専ら催促中と云ふ事になります

六十一番(群馬森田壽次郎君)只今議しますのは經常

費の歳入歳出だけで豫備費の方は議するのでございま

せぬか

大 會 費

懇親會補助費

費

雑

負 債 償 却 金

但第八十四國立銀行外十四名、負債償却金

右歳出ノ科目ハ各流用スルコトヲ得

十三番(兵庫鐵田敬三君)チヨット御訊ね致しするが

一項二項の造石の所ですが新たに組合に這入つたも

の、御知らせを願ひます、只今御答へがむづかしけ

れば明日御知らせを願ひたい、

番外(鈴鹿辨三郎君)只今の御尋ねですぐ豫算には今

回加入されました分も這入つて居ります

二十番(徳島紅露垣三郎君)異議なし

七十二番(三重杉本清兵衛君)百二十圓五十錢と云ふ

前年度未徴集金はどう云ふ事情で滞りましたかチヨ

ット御説明を願ひます

番外(横田良介君)前年度京都で御届になつて居りま

す其費用が未だ御納になつて居らず謂ゆる未徴収に

なつて居りますから専ら催促中と云ふ事になります

六十一番(群馬森田壽次郎君)只今議しますのは經常

費の歳入歳出だけで豫備費の方は議するのでございま

せぬか

議長(渡邊徹君)左様跡から朗讀致します、

六十一番(群馬森田壽次郎君)左様ならば異議なし

三十七番(福岡多田勇君)歳入に付ては質問はござい

ませぬ、原案に賛成です

議長(渡邊徹君)歳入に付ては御異存なしと見認め原

案に決します、

議長(渡邊徹君)歳出に付ては御意見がございま

すならば………

六十九番(山形野附友三郎君)番外まで紹介致します

が是れば先刻原案を知らずには發議致しましたが御承

知の通り、委員會即ち會長副會長若くは、常議員と

云ふものは昨年の決議に依りますと往復の旅費、滞

在日當は支給することになつて居る、然る所昨年は

豫算が足らぬので既に他借迄もしたと云ふ結果であ

りて且本會は創立以來日尙は淺くして従つて澤山の

費用を要する譯にもあれば此度出京の常議員等には

旅費、日當共支給せぬことになり居るとのとなるが

果して其通なるや、

番外(鈴鹿辨三郎君)御尋ねの事柄は即ち六十九番が

御述べになりました通りの次第で昨年は大會の決議

を以て旅費日當を與へることであつた、なれども本

年よりは大會に出席の時は他の會員同様旅費日當等

は取らぬと云ふことに役員會に於て決議を致しまし

た次第でございます、

番外(横田良介君)旅費のことに付ては今他の

番外から示された通りでございますが尙は一言申し

上げて置きます、大會に出席する常議員、會長副會

長即ち役員に對しては旅費日當を支給する時には大

變費用が嵩んで参りますから役員會に於て今回の

分は、やらぬと云ふことに致しました、再言すれば本

會も費用が足らぬと云ふ譯であるから我々役員は本

業の義務として總會に出る時には旅費日當は給さぬ

とにいたしましたから其御承知を願ひます、

十三番(兵庫鐵田敬三君)此歳出の千五百何圓と云ふ

中には借用金の利子と云ふものは其中に這入つて居

りますか、

番外(横田良介君)其れは見積り雜費の中に這入つて

居ります、

十三番(兵庫鐵田敬三君)理事者が述べられましたか

歳入の中で百二十圓五十錢と云ふ前年度の未徴集金

は目下催促中であると云ふことです、歳出の部には

借用金の利子迄も見積りあるものとなるが斯う云ふ

例を作つては不宜に付此際十分なる御催促ありて明

年よりハ斯の如き不納者に對して延納の利子を取る

べしと思ひます、

六十七番(愛知田中惠美藏君)原案賛成でございます

採決を望みます、

二十番(徳島紅露垣三郎君)私は異議はございませぬ

直ちに確定されんことを

七十六番(大坂阿波野榮次郎君)原案賛成



七十五番(大坂西岡卯兵衛君)原案賛成  
 議長(渡邊徹君)原案賛成の聲ばかりで異議はあいや  
 うですから確定致します、其れから次は豫備費の豫  
 算案でございますが只今の決議金額のみにては臨時  
 緊急の事件を生ずるも常議員會は一年に一度より出  
 來ざる譯にて又一方を顧れば現今の如き少數の組合  
 員にては會の方が不十分に付以來は今一層之が擴張  
 を圖らねばならぬ之が擴張を圖らんとするには從つ  
 て費用が入ると云ふ場合となるに依り是等の時に際  
 しては是丈迄の金額は徴収することが出來ると云ふ  
 御決議を得て置きますならば役員は大に仕事仕宜  
 くして且利益であると思ひます、依て豫備費豫算案  
 の朗讀をさせます

(豫備費豫算案 書記朗讀)

全國酒造組合聯合會明治廿七年度豫備費豫算案

一金五百貳拾圓

内 歳入

歳入 高

金參百六拾圓

造石高割

金壹百六拾圓

醸造場割

但明治廿七年(五月調)聯合醸造場二十ヶ所 一ヶ所ニ付金八  
 錢

歳出之部

一金五百貳拾圓

歳出豫備金

ことは出來ませぬ、會則を此儘にして置く以上は此  
 原案を議すと云ふことに付ては私は飽くまでも反對  
 でございます、

六十八番(兵庫武岡豊太君)私は原案を賛成し猶且原  
 案の徴収し得るものとす「の下へ」猶本金額及此餘  
 必用の費額は常議員會の議決に依り會長に於て臨時  
 借入を爲し次期の總會に報告し其承認を経るものと  
 す」の文字を加へたし

六十七番(愛知田中惠美藏君)私は全然原案を賛成致  
 します、只今も御話がございますましたが會則なるもの  
 は皆寄て拵へたものでありて就中其豫算の如きは組  
 合の經常費となるので、其豫備費なるものは謂ゆる  
 臨時でありて費用に缺乏を告ぐるときは必用を生ず  
 るも運動をすることが出來ませぬ、故に豫備費なる  
 ものは拵へ置いて其他尙必要の起つた場合には會長  
 に於て之を借入れて事後承諾を求めると云ふといハ六  
 十八番の追加文に同意です

番外(横田長介君)私は委員の一人として御話ししま  
 すが、昨年千二百何圓と云ふの外に五百圓の不足を  
 生じたのは不經濟をしたやうに思はるゝかも知れま  
 せん、是れに付ては一應御話せんければなりませ  
 せん、是れだけの事業をしようと思ふに千二百圓では  
 迎も足らぬと云ふ考へを初から持つて居りました、  
 昨年總會を開きまして會費二百圓と其他三日間の  
 辦當料を合せますると三百圓以上の金は是れで消滅

内 譯

金參百五拾圓

委員旅費日當

金壹百七拾圓

組合擴張及諸雜費

但臨時常議員會ヲ開クニ際シ之ニ要スル旅費日當  
 以上ノ歳入出豫算ハ豫メ大會ノ承諾ヲ受ケ置キ會長  
 ニ於テ臨時必用ト見認ムル場合ニ之ヲ徴収シ得ルモ  
 ノトス

七十七番(栃木福田芳太郎君)組合擴張費の百七十圓  
 と云ふに付きましては擴張する將來の手續を御説明  
 を願ひます、

番外(高崎修助君)組合擴張のことに付ての御質問で  
 ございますが、是れは將來聯合の出來得べき地方に  
 向つて聯合を募るとか聯合組合の擴張に對する部分  
 の旅費其他の費用でございます、

六十一番(群馬森田壽次郎君)私は此原案に對しては  
 反對でございます、先刻來議長より色々御話もご  
 さいました、會則第五條に依りますと一石に付て  
 金一厘、醸造場一箇所に金廿錢を徴収すると云ふ筈  
 でございます、さうして先刻決議しました所では  
 既に是れだけ一杯に徴収することになつて居る、此  
 上之を決議することになると會則以外に徴収すると  
 云ふ不都合なことになります、さう云ふ場合になり  
 ますと組合の中から支出することを拒まれても仕方  
 がないから會則を變更するにあらざれば之を議する

して仕舞ひました、其他委員に給せし旅費の如きも  
 二百圓も掛り懇親會の費用百九十九圓も掛りました  
 百七十圓からの足しまひをしたと云ふも京都より百  
 圓の寄附其他の寄附がございまして漸く辛うじて懇  
 親會を押つ付けて仕舞うたと云ふ次第であります故  
 に費用に缺乏を告げまして委員も事實、事を運ぶこ  
 とが出來ませぬからの上でありてさうして委員が今  
 日までこんなことをして居るかと思ふに委員の職務  
 として東京に滞在をして居て事を執ることもあるに  
 一日一圓と云ふこととございまして日本鐵道車賃  
 は「マイル」一錢二厘と云ふのであるに一錢しか費  
 つて居らぬ故に下等車にしか乗れぬと云ふ有様で  
 一日一圓は自分の小使にする位なものであると云ふ  
 ことは賢明の諸君でございますから篤くと御了察を  
 願ひます、

六十九番(山形野附友三郎君)只今何番かの御説で規  
 約に抵触するかと云ふ御話であるが、此會が初め一  
 厘であつたに今度は一厘四毛になつたと云ふには初  
 めの約束に背くと云ふ嫌ひはあるが然れども委員に  
 於きまして豫備費として設けましたのは大會の決議  
 に依て是非此目的は達せねばならんと云ふ運動に要  
 する臨時豫備費でありて經常費とは全く違ふもので  
 ありますから抵触はしないと云ふ見込である又六十  
 七番の御説の如く急場にして徴収する場がない時  
 には常議員に相談して借入云々も然るべきにて今



日御出席の諸君は御賛成であらうと思ひますけれども今日此會に加入するにしても土地に依ては一厘でも高いと云ふ評もなきにしもあらずれば矢張り制限を立て置いた方が經濟の爲めに安心であらうと思ひます。

二十四番(京都小田軌君)私は簡様な豫算は止めて規則に抵觸することのないやうにしたいと考へますから殊更に豫備費としない臨時必用の生ぜし場合には借入れ置き其償却法は翌年度の大會に於て一緒に徴収すると云ふことにすれば役員諸君に於ても都合が宜からうと思ひます。

番外(横田良介君)番外の考ふる所では今の御説とは反對です全体二十七年年度の豫算を組立ますには餘程苦心を致しまして御覽の通り五百何十圓の負債を償却するには先刻も申し上げました通り役員の旅費などは取らぬと云ふことにして漸く此位でありますから此先き臨時に事が起つては逆も經常費は足りませぬ今日議會が開けて居て其れに對して運動するにも金が足らぬと云ふが如き有様でありますから宜しく御承認を願ひたい、若し入用の生じた時には借金すれば宜いと云ふことであるが番外に於ては甚だ好ましくならぬことのみならず全國酒造家大會の名義に對しても甚だ耻づかしき次第でありて殊に借金を初めから承認して置くこと云ふは大會に取つて是も宜しくないのであらうと思ひます、私も今日まで大會の

依て借入を爲し然るべしと思ひます、因て六十八番の説に御賛成あらんことを希望致します、

十六番(東京酒井泰君)私も此案に賛成でございます、大會へ出席の時は委員も旅費日當等は取らぬと云ふ番外からの御話もあり又組合擴張費もあり其他豫期の出来ぬ費目もあるから歳出の項目を削て歳入を議決し置て費目は事後承諾を得て報告すれば宜い、

七十一番(福島井上登介君)七十一番は此原案を賛成する初め原案に付て反對された方は此費目は會則第五條を動かさねばならずと云はれたが、至極御尤のやうでございますが、是れ縣會とか帝國議會とかでは最も整々堂々の御議論と思ふ(ヒヤ)併ながら此會は實業の團體で形式上會則は置くもの、詰る所目的とする所の利益であるから其利益のある所を取つた方が宜からうと思ふ、又六十八番の説の如きも牽強附會で云つたならば善いとも思ふが本員は原案を賛成する、賛成するも末項の組合擴張費の所に至つて最も賛成する、私は去年京都の大會に於ては一厘論を主張したれども費用の足らぬ以上は遊説も出来なから遊説に力を盡して聯合組合員を殖し聯合組合會を鞏固にすることが第一の手段だらうと思ふ(ヒヤ)今日の如く政府と政黨との間で紛擾し方針の定まらぬ間に我が團體は最も一定の方針を執つて着々御盡力あらんことを願ひます(ヒヤ)

役員として臨時の運動に奔走して居りましたが、本年限り御断りする積りであります、何は免れられ此課目は存して置きたいと思ふ、さもなければ臨時の必要に迫つて負債を起せし後萬一にも諸君が認めると云ふが如き場合あれば役員が其借金を負つて立たねばならぬと云ふ境遇に陥るのでございます、故に滿場の諸君は之を御認ありて萬一臨時必要の時に會長の意見を以て之を徴収することに致したい、

二十番(徳島紅露垣三郎君)私は此原案を賛成致します、聯合會の規則に依て見ても是れだけの臨時費を徴収することは差支ないと思ふ、二十四番の御考へは廿六年度の五百何十圓と云ふ負債は經常費で堪へ得られたから明年も又經常費で堪へ得られるだらうと云ふ御見込であらうが併しおから五百何十圓と云ふ負債があるに經常費で堪へ得らるゝと云ふは旅費其他のものを入れんで豫算を組んだから幸うして出来たのであらう、之を以て明年も明後年も何時でも同様じやと云ふことは出来なひことであらうと思ひます、故に臨時費として此案を可決せられんことを希望致します、

六十七番(愛知田中惠美藏君)今日の有様を見るに本會の事業は着々歩を進めて運んで居る次第なれば此未必要の場合ありて常議員の決議に依て借入れるやうな場合に至ては酒造家萬歳を唱へる秋である故に六十八番説の如く必要な場合には常議員會の決議に

組合擴張費を大眼目として私は臨時費を賛成するものでございます、

六十八番(兵庫武岡豊太君)私の意見に付ては幸ひ六十七番より代辯されましたが其修正を要する精神は詰り役員諸君に向つて餘地を與へて精一杯の御運動を願ひたいのでありますから願くは滿場諸君御賛成あらんことを(賛成の聲起る)

四十六番(兵庫嘉納興吉君)本員は原案に賛成でございますが此豫備費中の内譯に付ては十六番に賛成です

議長(渡邊徹君)最早どうでございます(採決)と呼ぶ者あり然らば採決します(採決)と

説には賛成がないから消滅、十六番に同意を問ひしに(起立)少數次は六十八番に同意は起立(起立少數)

(此時六十八番曰く自説の倒れし以上は原案賛成者なりとて原案に同意を表したり)

議長(渡邊徹君)然らば原案に同意者は起立大多數を以て、原案可決

時午後四時五分休憩  
休憩後四時二十五分開會  
(副會長小堀貞吉君議長席に就く)  
議長(小堀貞吉君)是れより開會致します議長は差支がありまから私が本席を汚します左様御承知を...付きましては第六第七の請願書は明日諸君の御調印を乞ふ考へでございます、實は院内よりも至急両



三日中に法律案を提出すると云ふことにまで運んで居ります、既に昨晩も代議士諸氏と日本橋俱樂部に會して相談致しました所、各派とも充分に盡力せらるゝと云ふことである併し短期の議會であるから一日も早く提出したいと思ひますから明朝までに御調印を希望致します、

六十九番(山形野附友三郎君)御散會までには……チヨット酒造税則附則納期改正云々に付て請願致しますに付きましては今日御出席の諸君にして其縣々より御撰出になりたる代議士に向つて各自御運動の必要があつたならば成るべく早く御相談を遂げた方が宜からうと思ふ、併し議長に於て團體にて運んで行くから必要がないと云へば宜いが併し多數の會員諸君が運動でもせにやならんと云ふのでありますれば各自運動の手續方法に付て成るべく今日中に御相談でも致したらどうであらうかと思ひます、

議長(小堀貞吉君)此ことは是れより段々御話する積りで……其處で火急を要することでありませうから六十九番の申されました如く其縣々より撰出の代議士に向つて運動に手を御盡しになつた方宜い既に三四回迄も訪問しても面會をして呉れぬ代議士もある位でありますから諸君は自分の縣の撰出代議士に向つて此事を御謀りになつて賛成を乞ふと云ふ手順(賛成をしないのは仕方がない)にして其結果を御届になつたら好都合であります、既に昨年は百何十名

議長(小堀貞吉君)あの事は今日まで絶えず奔走して居ります殊に此兩三日は會長外二三名も共に大藏大臣にも面接許可を問ひましたが未だ確たる返答を得ませぬ吾々に於ましても苦心して居ります

議長(小堀貞吉君)其れでは今日は是で散會を致します、

時に午後五時三十分散會

五月十九日午前十一時三十五分開會

議長(渡邊徹君)諸君是より開會致します付きましては昨日御謀り申せし常議員は撰擧の上御届でございますから御報道致します

近畿

鳥井 駒吉 木原 熊吉 築山三郎兵衛

岡橋治右衛門

東海

伊東孫左衛門 伊藤 小三郎

關東

横田 良介 宮川 作藏 酒井 泰

東北

野附 友三郎

中國

原 源藏

四國

紅露 垣三郎

と云ふ代議士の賛成を得ましたが不幸にも議會が解散となりまして議員に交迭のありました故今日は五十何名しか残て居らぬ斯る場合であるから諸君も其れ〳〵手を分けて御運動ありたきことを希望致します——自家用料酒、納期の改正、此兩方が賛成が出來なければ已むを得ん一方でも仕方がない、而して一方は大會の名義を以て出し一方は院内より提出すると云ふ斯う云ふ順序になつて居ります、

九十番(群馬大澤茂右衛門君)只今議長より請願書調印の義を出されましたが此調印の義に付きましては多數來會者でありますから印形を忘れたと云ふものなきにしもあらず然らば政府に出すものであるから實印でなければ行かぬ認印では行かぬか一應御説明を願ひます

議長(小堀貞吉君)認では勿論行させぬ議長(小堀貞吉君)明朝は九時に開會致しますから成るべく早く御出席を願ひたい

五十七番(廣島原百次郎君)代議士の賛成を得るものと明日調印するものとは一緒に御出しになるのですか、

議長(小堀貞吉君)院内より出すものと大會より出すものと二途になるのです

六十九番(山形野附友三郎君)大藏省——へ出頭中の施行細則萍引減量云々は別に御相談の必要ありませぬが、

九州

岡崎 唯雄 大津 萬次郎

右の通りでございますから御承知下さい

六十九番(山形野附友三郎君)私は希望がおります夫は建議のやうなものであります詰り常議員の補充員と云ふものを置きたいのでありますさうしますると會則を變更しなければならぬが會則を動かすと云ふことは好みませぬから即ち此會が承認すれば宜いのでございませぬが常議員も皆實業者でありますから議會の開會時分即ち十一月十二月の頃は各自醸造の季節の真最中で殊に我東北地方の如きは雪が澤山降り且つ凍車の在る處迄は四十里からありますから上東するのにも一週間位は掛ります

さう云ふ次第であるから補充員と云ふものを置きまして常議員其人に差支のある時には補充員たるものが出で、參ると云ふことにしたい、併し殊更に補充員として代理者として出て呉れと云ふは誠に其人に對して權利がないやうで氣の毒でありますから各地區で相談し置き假へば私の地方で差支のある時には宮城縣の人あり福島縣の人に頼むと云ふことにして其補充員は常議員の資格を以て參會すれば大に事柄が捗取つて宜からうと考へる、要するに此會は實業者の團體であるから儀式上に泥まぬやうにしたい願ひは諸君の御承諾を得たいと思ひます、

七十一番(福島井上臺介君)七十一番も會議に先つて



明治廿七年五月十九日

議者 原 源 井 上 子 安 竹 岡 豐 太

全國酒造組合聯合會議長 渡 邊 徹 殿

緊急の建議がある、委細は建議書に認めてございませう、是れは第一着に決議を要したいと存じます、議長(渡邊徹君)六十九番に御尋ね致しますが補充員と云ふものは豫め其名前を極めて置きたいと云ふのですか且夫れは其常議員が其區劃中で臨時に撰ぶと云ふ御積りですか、六十九番(山形野附友三郎君)其れは常議員其人に差支のあつた時には二名とか三名とかを充て、置き事が臨時に起つたら常議員の方から組合の部面即ち撰挙區と云ふ方に紹介して承諾を得て其人に出席を乞ふと云ふ位で宜からうと思ふ、議長(渡邊徹君)今七十一番から會議に先つて緊急の建議がございまして、其れを朗讀させます、

(建議案) 書記朗讀)

一各府縣ニ本會擴張委員若干名ヲ選ク事 但撰舉ノ方法ハ各府縣ニ於テ撰舉シ本會ニ届出會長ヨリ囑托ス未ダ聯合ヲ爲サザル府縣ハ其隣府縣擴張委員ヲ擔當ス

本會開設以來毎年聯合ノ組合増加シ年々遂テ鞏固ノ勢ヲ示スニ至リ然リト雖モ未ダ本會ニ聯合ノ申出ヲ爲サザル府縣ナレトモ之レ本會々員諸君ト共ニ遺憾トスル所ナリ依テ茲ニ擴張委員ヲ置キ爾々本會ノ完成ヲ期セントスル所以ナリ而テ此委員ガ事務ノ爲メニ要セシ費用ハ本會ニ於テ負擔シ能ハザル情勢アルガ故ニ止ムナク單ニ通信等ノ費用ヲ本會ヨリ交付スルニ止ム 右建議政候也

其事項に至つてはさうやら賛成が出来さうな議案です

六十三番(山形中村作右衛門君)私も七十一番の建議書には賛成です、實は我地方の如きは聯合が十分でないから誘導したいと思ひます因て七十一番の説を賛成します、

三十四番(新潟近藤吉左衛門君)七十一番の建議書に對して質問致します、建議者に於ては各縣に若干の委員を置くこと云ふのですか、各縣の模様は依てあの縣には二名とか此の縣には三名とかと云ふのですか又は一縣に一名とか二名とか定めて置いてやると云ふ注意ですか

七十一番(福島井上壘介君)只今の御問ひに答へます夫れは縣の模様は依る考へです、仮令ば南部と北部とは其情勢を異にし南部の委員が北部に行つても纏りが付かぬと云ふやふな事情があつて青森縣の如きは元と津輕領と南部領とは實に氷炭相容れずと云ふやふな有様であるから南部の人が津輕に行つては賛成しないと云ふ傾でありますから全國中其狀況に依つて方々に委員を囑托しなければ本會の擴張は容易に出来るものでありませぬ

三十四番(新潟近藤吉左衛門君)了解致しました然らば此建議案に賛成します、即ち各府縣に二名とか三名とか其模様は依つて若干の委員を設けて置きたいと思ひます

七十一番(福島井上壘介君)建議書にも豫め其理由を書いて置きましたから更に申す迄もないのですけれど建議の趣意を確める爲めに一應述べて置きたい、昨日臨時費——擴張費も百七十圓と議決になりましたけれども常議員が十五名百七十圓中二百圓で全國中を巡回すると云ふことは容易に爲し得べからざることを信じます、全國中を遊説すると云ふことに付ては是非費用の係らぬ方法を求めなければなりません、其れには今日建議の如く各府縣に囑托委員を置いて、其囑托委員に遊説して貰ひ或は本會より特に一名の委員を其方面に派出せしめ地方員と協議して追々本會の聯合を開拓すると云ふやふにしたら費用も節儉が出来て又遊説者にも便利であらうと思へます、からは非滿場諸君の賛成を得たいと云ふ百七十圓に附帶した建議です、

六十七番(愛知田中惠美藏君)チヨット申しますが只今の建議書の中には私の名前があつたやうでありませうが實は隣りで通信員を設けたらと云ふことで建議書を見なかつた故、名前だけは削つて貰ひたい、併し

一番(千葉小原國太郎君)七十一番に賛成、四十番(埼玉小山又八君)七十一番に賛成、三十番(愛知永井仙十君)七十一番に賛成であります、愛知縣の如きは三河と尾張の二ヶ國で靜岡縣の如きも矢張り駿河遠州と云ふ風になつて居りますから縣でなし何國に二名とか三名とか云ふやうに願ひたい我三河の如きは本當に聯合が出来て居らぬから此事を實行したら宜からうと思ひます、

四十六番(兵庫嘉納興吉君)本員も七十一番の建議には賛成であります、付しましては各府縣に一名とか二名とか適宜に置くことにして貰ひたい、三十四番(新潟近藤吉左衛門君)各府縣に一名とか二名とかの委員を置くことは大に必要である、現今にては本會も幾分か退歩の様に見へます又同じ府縣の中で或國には組合があり或國には組合がないと云ふやうでは甚だ宜くないから其府縣毎に六月若くは七月に惣會を開いて委員二名とか三名とかを極めさせ、其結果を本會に報告するやうにしたいと思ひます、

六十九番(山形野附友三郎君)提出者にチヨット御紹介致しますが私も委員説は必要と考へる、併し委員と云ふはさう云ふ御見込でありますか或は其縣に斯う云ふ人が宜からうとかあの人宜からうとか豫め指定して議長からでも其人に委託すると云ふやうになるのでありますか又は其縣毎に會合を開いて撰舉



するのでありますか、其邊はどんなことですか、七十一番(福島井上臺介君)只今の御問ひは第二段です、其見込と云ふは此縣に誰に委託するとか彼の縣は某に委嘱するとか、此席で極めたいと云ふ考へです、

六十九番(山形野附友三郎君)即ち七十一番の建議に賛成します併し其縣々で撰ぶと云ふことになりますと運びが付くまいと考へ且其委員の任に當る人は孰れも繁忙の人であるから臨時に役員の中から其地方の人に頼み俱に力を盡して擴張したら宜からうと思ふ、(採決々々と呼ぶ者あり)

番外(横田良介君)只今委員のことに付きまして三十四番の御説の中に本會は擴張しないで却て退歩の状況ありと云ふ御説であつたやうであります退歩の状況ありと云ふは昨年京都の大會には出席者が多かりしよりのこと、考えますが其れは京都の大會には最初のことに代表者でなければ出席が出来ないと云ふ感を抱かれました爲めに有志者であれ傍聴者であれ宜い加減に石高人名を記し代表者の名義を以て出たやうな人が餘程ございましてやうです、而して跡で紹介をして見ると組合員でもなく代表者でもなく詰り自ら勝手に出席したと云ふ有様でございます、然るに本年の如きは遠方より立派な代表者も御出席になり其人数と云ひ其實力と云ひ本年の方が餘程多數でございます、殊に又是れまで思案中の人も追々

と云ふ意見です

議長(渡邊徹君)満場に御謀りしますが七十九番の説即ち承認のことでありますが、諸君に於て御同意ならば承認することになります(異議なしと呼ぶ者あり)議長(渡邊徹君)然らば其通り決します

二十番(徳島紅露坦三郎君)ちよつと御尋ねしますが東京市で退會されたものがあると云ふことであるが退會された理由を承りたい

番外(横田良介君)東京市組合にして聯合を退會されたのはどう云ふ理由であるか斯う云ふ理由で退會すると云ふことを申出られませんか分りませんです、只感ずる所があるから退會すると云ふ譯です

二十番(徳島紅露坦三郎君)詰り退會をした理由はないのですか……

番外(横田良介君)表面はないのです(無用々々と呼ぶ者あり)蓋し東京には清酒醸造家の少ないので清酒醸造家の多い所とは其利害を異にする所があるから退會されたものと推測して居ります、其他は一向分りませぬ、

十九番(千葉子安正雄君)私は本會を益々擴張したいと云ふ者で擴張しやうと云ふ側に於て幸ひに建議も成立して満足致します、就ては是れまで此會に加つて居る東京市の者が故なくして退會すると云ふは甚だ疑ひを容れる所でありませぬ退會者に向つては本

御入會になり又は加入したいと云ふ御通知になつた人もあります、故に三十四番の御説の如く昨年よりも實際に於て退歩したと云ふ諸君に御考へがございませんと本會の將來に關係しますから一應述べて置きます、

番外(高崎修助君)尙ほチヨット申上げます、昨年京都の聯合大會以來入會されました石高は六萬〇二百廿七石で其人數は二百〇五名からでございます、此聯合に付ては随分盡力致した積りである決して退歩の如きものではございませぬからチヨット申上げて置きます(採決と呼ぶ者あり)

議長(渡邊徹君)七十一番の建議には追々御賛成がありて反對者は一も聞えませぬ又是等の事に付ては議長に於きまして今少し常議員の員數が澤山あつたならばと思ひしも數を殖せば從つて費用に關係を及ぼすと云ふ場合なりしを七十一番の建議の如きは費用のことより通信のことまでも盡してありますから此建議は可とすることに決します(喝采)

六十九番(山形野附友三郎君)六十九番は先刻承認を得て置きたいと云ひし常議員の補充員とは議長に於てはどう云ふ御處分をさる、ことであるか

議長(渡邊徹君)其れに付きましては御紹介を致します囑托委員を置くことになし即ち其人に托すと云ふ御考なりしや

六十九番(山形野附友三郎君)然り其中から出て貰ふ

會より相當の交渉にても出來て居る歟其儘にして置きしものならば是れより交渉を爲したいと思ひます(ヒヤ)格別の理由もなからうと信じますが其理由を講じなければならぬと思ひます

番外(宮川作藏君)何番でございましたか、東京市の組合が退會のことに付ての御質問で東京市が退會すると云ふ届には別段理由がございませぬ、併し退會と云ふことに付ては常議員一同大に心配いたしましたのみならず私は一個人として十日餘も心配したのですが不幸にして其事が行はれず終に退會の不幸を見るやうな結果になりましたのでございませぬ、此事に付ては色々御話もございませぬが公開の席で内情を明言することは甚だ差支へるのでございませぬ、併したつて御質問なれば私は一個人の資格なり又は常議員の資格を以て一々御話しても敢て差支ないと思ふが委員一同は決して構はんで置いて宜いと云ふことではありませぬ、

六十七番(愛知田中惠美藏君)此事に付ては敢て八かましく云ふことではない、私は番外及び常議員諸君より改めて東京市酒造家諸君の御入會されるやうに是れまでの關係はすつかり止めて仕舞つて更に御盡力なるやうに満場より御委託を致したい、(満場ヒヤ)の聲起る)

十九番(千葉子安正雄君)本會は是より尙ほ擴張しやうと云ふ矢先きに當つて故なくして退會したものを



其儘に放つて置くこと云ふことは好ましからぬことである、私は關東同業の一人であるからどうか東京市なり關東連なりから更に交渉をすることを議長より彌場に御謀りになつて復歸することを希望致します三十二番(茨城宮川作藏君)三十二番も六十七番の御氣付きは至極にして滿場に御異論はなからうと思ひます、昨年の常議員では關連して居りました、トト工合が悪うございますから例へ關東なり何處なり議長より委員二名を御指命になつて囑託された方が宜からうと思ひます

六十七番(愛知田中惠美藏君)會長に御委任致したい七十一番(福島井上臺介君)妙な方に議論が行きましたから片付けなければならぬ、常議員諸君に骨を折つて頂戴するが宜い、三十二番より二名の委員説が出ました、本件に付ては近縣の神奈川縣とか千葉縣とか埼玉縣とか三名の委員に交渉を頼むことにしたい、  
六十七番(愛知田中惠美藏君)近縣の常議員に委託すると云ふことが至極宜しうございませう、依て私は前説を取消して此説を賛成致します、  
四番(埼玉横田良介君)埼玉縣が發端で關係がござい、ますから埼玉縣は御除きになつた方が宜からうと思ふ、  
七十一番(福島井上臺介君)神奈川縣、埼玉縣、千葉縣などは東京市と同じ感情であるかと思つて入れた

て居るので、準備委員は既に夫等の周旋も出来て居りますから此會場で休憩の間に撮影することにします  
時 時 零時三十五分 休憩  
午後二時五分開會

議長(渡邊徹君)是より始めます、午前に於きまして各府縣に囑託委員を置くことになりまされたが建議者は此事は各府縣毎に一名を要するとか二名を要するとか各府縣の見込を本會に届けると云ふことに致したい、又東京市で退會したるものを最寄から交渉して元の通りに復すること、致したいと云ふことに付ては神奈川縣では門倉太吉君、千葉縣では小安正雄君、茨城縣では大和田貞次郎君、埼玉縣では荒井伊兵衛君其他は是まで御配慮の御方と程能く御話しを付けて下さつたら誠に満足でございますから何分にも宜しく御心配を乞ひます、夫から第六項です、是は昨日副會長より御話申上げたやうでございますが昨年京都の大會で數々の決議の中で最も重大なものを見まして役員に於ても此事には一層骨折つた積で先刻御配付した印刷ものは實は外に必要でございまして拵へたのであるが餘分がありましたから上げましたので、院内よりも斯く迄澤山の賛成を得た譯で今度は當撰にならぬ人も澤山殊に今度の議會は誠に短日月で目的を果すや否やは必ぜられませぬけれども飽迄も熱心にやる積りで實は(其名前を云

のであるが埼玉縣が這入つては東京市に工合が悪いと云ふなら埼玉縣は取つても宜からうと思ふ、(議長に御任せ申せと呼ぶ者あり)  
議長(渡邊徹君)七十一番の御考への如く千葉と神奈川兩縣の諸君の中へ跡より御委託申すことに致します、  
六十八番(兵庫武岡豐太君)其事に付て希望して置きますが議長より兩縣に交渉を委託することとして都合能く行けば宜いが若し萬一出来ないと云ふときは次期の大會に報告することにしたと思ひます(ヒヤ〜と呼ぶ者あり)

議長(渡邊徹君)先刻より段々移りまして跡に残つて居るものは六と七とでございますが御承知の通り昨年は各地方よりして請願書が澤山出ましまして又院内より改正案が出まして昨年の勢ひでは通過して仕舞う積りであつたが不幸にも議會が解散になりました、又改めてやらねばならん次第になりましたが幸ひに御出京になつた諸君は成るべく請願書に御調印下さつて、議長及び役員は他の一方に向つて運動すること、に致しますから休憩の間に此請願書に御調印を願ひます  
六十七番(愛知田中惠美藏君)第六項は御話下されば議することはないと思ひます  
議長(渡邊徹君)是より暫時休憩としますが此大會は諸君の揃つた所で寫眞を取ると云ふことが例になつ

つては差支ますが)此間から交渉して各派共に明後日比は院内よりも提出する都合である其れに付ては役員の方は勿論ですが來會者諸君は各代議士に向つて十分に賛成を得らるゝやうに御配慮を願はねばならんが未だ承諾の有無御届のない所もあるが至急に御配慮を得たい積りです夫から次は請願書に御調印のことで既に午前より御調印になつて居るが成るべくだけ多數の御調印を希望する譯でございます、  
六十九番(山形野附友三郎君)此第六は税則附則并に納期改正のことに付しまして議會に請願する運びになつて居るが洋引減量と云ふもの、大藏省令の細則でありて其れに付ては委員諸君が御盡力下つた譯を番外より御説明を願ひたい、  
議長(渡邊徹君)さうしますと第六第七も終りましたから左様御承知を

番外(横田良介君)洋引減量のことには付きましては昨年以來非常に運動を致しましたが當局者の云ふには酒税と云ふものは随分大きいもので、此税則を改正すると歳入が四十萬圓から減じて來るので容易に改正することは出来ないと云ふ話である、例へ歳入は減じやうが理由ある改正をしないと云ふことはあるまいと段々迫つた所が幾分か理由はありとすも國家の經濟を紊亂する様の問題ではないとか又は仕舞には何分人間の拵へた法律であるから十分完全な工合には行かぬと云はれた、其後大臣に對して陳情



をす等種々運動致しましたけれども今日まで好結果を得ることが出来なかつたのでございませう、其處で今回此大會に付て正副會長常議員は其他の諸君と去る十六日大藏大臣を官邸に訪ふて段々御話をした所が兎角是まで段々聞いた所では酒造家が云ふと百分の三位の減量である云ふ話であるけれども當局の話を聞いて見るとさうではない、萍と云ふものは誠に僅々たるものと云ふ話であるから猶ほ明日は大藏省に行つて局長に能く話して局長より決答をさせませうと云ふ大臣の話でございませう、其れで翌十七日には又正副會長及び常議員は大藏省に出頭加藤局長に面會して昨日大臣は斯様々々の話であつた本日は成否の御決答を承る筈であるからと申しました所が局長には決答云々と云ふことは大臣より命令を聞かぬとの事にて該件に關する種々の談話ありしも決答の一段は今一應大臣に伺つてから致しませうから兩日許待て呉れと云ふ話で然らば兩三日中に御決答を承りませうと云ふて引取りました、其れで十八日十九日は本會の開會であるから明後日即ち廿一日には大藏省へ出頭し決答を聞く積りである、以上の陳述が萍引減量に對する委員等の運動経歴でございませうが若しも此上我々の目的にして達しませぬ曉にはさう云ふことにしたら宜からうか善後策の方針に付ては諸君と共に計議すべき問題でありて諸君には御見込もありませうがさうしても行かぬと云ふ時

には行政裁判に訴ふるとか或は議會に持出すとか諸君と共に御謀りして十分の考案を廻らす積りでありて未だ請願の手續には至りませんが孰れ兩三日中に決答を得る積りでございませうから左様御承知を願ひませう

六十九番(山形野附友三郎君)只今の御説明に依て見ますると萍引と云ふことは認めて居る、認めて居るが尙ほ取調させるとか或は取調にした所が國家の經濟を紊亂するやうな重大な問題でないから直ちに之を取調べて報告するとは出来ないとか或は法律は人の拵へたものであるから不完全なものであるとか云ふやうな御話で道理上より事實上にも認めて居るけれども國家の經濟を紊亂すると云ふのは甚だ不満足でないから之を破棄すると云ふのは私は甚だ不満足であります、殊に今日の税度を見るに非常に過度の税を我々は負擔して居るので以前より此税金を減じたといふ云ふ地方である、けれどもも全國營業者の有様を考へて見るに減税のことには付ては黙して控へて居る然るに萍引など云ふものは政府にとつては積り積りて巨額の金高となるも道理あるものならば宜しく改正しなければならぬ、殊に法律でもなく省令である以上は改正の行はれぬと云ふことはあるまいのには今如く不親切なる言葉を以て我々實業者を待つは是れ今日まで我々が穏和な手段を以て爲し來りたるが故に政府も亦彼れ實業者等は何にも爲し能はぬと云

やうな呑嚙主義を以て一概に放棄せられては甚だ遺憾に思ふのみならず、さう云ふものではなからうと思ひませう、故に止むを得なければ場合に依ては道理を以て進撃するとか強硬手段を取らねばならぬ今日の所では御承知の如く運動の勢力如何に依て左右する云ふものであるから我々共も大に決すべき時には決すべきなり、然るに道理と認めて居りながら國家の經濟を紊亂する程のものでないから放棄する杯と之をしも忍ぶと云へば實に不親切極まることである併し法律の見解の如きに至ては我々實業者の素人には分りませぬから宜しく其邊は法律家に問ひまして之を行政裁判所に訴へて受理するや否や役員諸君に於て十分に御調のこを願ひたい、其から又行政事務に對して不道理があつたならば議會より之を質問する場合もあれば政府の一言の下に止つて仕舞は我々の遺憾とする所である今後は此事に付ては一方には法律を研究し一方には代議士の輿論を喚起することには御盡力あられんことを私は希望して居りませう、

十四番(兵庫小泉源之助君)今萍引減量のことには付きましては番外及び六十九番より是れまでの手續を話しになりましてが最早最後の返辭と云ふものは二十一日以後と云ふことでありませうが是れは飽きませぬ聞いて戴かなければならませぬ、而して此返辭如何に依ては將來軌のて行く所の方針はさうしたら宜し

からうと云ふことに付ては只今六十九番よりも種々希望を述べられました私の見込では院内より立法府に向つて飽きませぬ請求しなければならぬ又法律上に不完全の隙があれば之を改正する道理があるのございませうから豫め常議員諸君に於ては此事を道理に訴へて終始貫徹するやうにしたいと考へます、又出席諸君に於ても此事に盡力して道理のあらん限り徹頭徹尾貫きたい積りである即ち聊か希望を述べて置させます

議長(渡邊徹君)萍引のことに付きましては先刻番外より答辯もあり又六十番の希望もございまして最早盡くして居りますけれども是迄(議長と呼ぶ者あり)常議員諸君に於て運動せし手續きの内當局者中に萍引と云ふとは假令幾分か理由ありとするも國家問題とする程の事柄でもなく又さう急には行かんと云ふ御話であつたこと云ふこととございませうが私共には法ては甚だ不承知で國家問題であらうがあるまいが法律の明文に照し道理がないものならば夫迄なれども尙も道理の在て存するものなれば無形の物に對し納税する譯は無い筈と思ひ此節も大臣を訪ひ局長にも面會し彼是應答して居ります中々やういもの、やうです、御萍と云ふものはさう云ふものか其肩に當つて居るものに聞けば決して當業者の云ふが如きものではない地方々々により一概には云へぬと最初程は萍山あるも追々に萍中より有價の酒を取り



結局の洋と云ふものは微々たるものであると云ふ事は事實の如く聞ゆるが其處で煎じ詰めて見ますると營業者の方では洋引其他の欠減料を合せ百分の三と云ふ事なれども其實際を察すれば彼是を以て百分の三は賦税と云ふとに當らざりしか果して然りとすれば法律の改正となり議會の協賛を経なければならぬ事柄である事に付我々の欲する所のものが左様に大關係を及ぼすものならば法律の正條に基き洋引を要するものは検査の前と云ふ文字を省きて然らんと云ふに其れをやらんとすれば大に弊害を生ずるとの事に付惡人を防には刑法があると同じことで弊害を防ぐ爲めには別に罰則の設けありて然るべしと云ふて引取たる次第にて此儀に付ては常議員中にあつても若しも容れられざるときは行政裁判所に訴へんと云ふ説もあり又會員諸君の中よりも種々なる説もありしなれども法律の正條に依てやると云ふ事柄は随分六ツかしいことでありて且今一應局長は大藏大臣に伺の上決答するとのことになつて居るから愈々採用の出來ない曉には他に考への道もあるようですから尙研究する積りです

三十七番(福岡多田勇君)今議長より御説明が有りました通り明後日大藏省に出まして出來ぬと云ふ確答のございまして曉には營業上此儘にして置くことは出來ぬので且大藏省のみに迫つた所が收税長にてさう云ふことにはないと思へた場合には困るから天下の

同業者と共に十分に運動し以て天下の輿論に訴へたら宜からと思ひます既に我が縣下の如きは目今收税長に迫つて申請して居る是れ脚下直接に關係ある所の收税長に迫つて其れより大藏省に迫まると云ふ方針です

六十七番(愛知田中惠美藏君)洋引のことに付きましては昨年京都大會以來引續いて役員諸君は餘程御盡力になつたことである又將來に向つては各地の組合よりして收税長なり縣知事なり將た亦大藏大臣に向つて着々歩を進めて行くべきことになつて居るに承りますれば大藏大臣は洋引減量を行ふことに付て法律を動し命令を動かすと云ふことは困難な譯である云ふ様で成程さう一朝一夕には行ぬかも知らんが併し六ツかしいと考へる三十七番の云はれました如く營業者には苛税であるなら止めて呉れと云ふても當局者に於ての考へも其處に至らなければ仕方がない、兎に角先づ實行することとして今回大會の目的としては此件と納期改正自家用料との目的は貫かなければならぬが洋引のことに付きましては是れまでの行掛りより尙引續いて御盡力を願ひ其上決答を得て報告を煩はすと云ふことには又會員諸君は各地の收税長に陳情して洋引の減税すべきものであることを感ぜしむやうに致したいものぞと云います此大會は納期の改正と自家用料との二大目的を達する外一物なしと云ふことを進んで行きたいと思

ひます此短期なる議會に向つて百端のことを持出しては逆も行はれませぬ、故に此二大目的を遂げ行ふと云ふことに意を專にして行くことを私は希望致します

七十一番(福島井上臺介君)今六十七番の御説には反對です、六十七番の如き議論は議事録にさへ書きたくないと思ふ、成る程六十七番の云はれた通り我々も短期の議會に向つて種々の科目を提出するは如何とは思ふが、洋引減量の如きを不急の中に算へ込むなどとは實に不可思議のみならず當局者に向つて我々大會の大勢力を以てさし攻め込んで宜い話と思ふ、一步も退かず進んで行くは又我々實業者の本分である結局行政裁判に訴ふべきや否やは研究しなければならず今日まで役員諸君の運はれた方針で大藏省の決答のあるまでいざこまで御運びを願ひたいと思ふ(ヒヤ)と呼ぶ者あり)知事に説付けるとか收税長に迫まるとか云ふことは最も必要だらうと思ふ、要するに地方でもやり、大會よりもやると云ふことと都郵相應じて運動したら宜いだらうと思ひます(ヒヤ)と呼ぶ者あり)

六十七番(愛知田中惠美藏君)七十一番は御誤解をして居る、私は取置くと云ふのではない役員諸氏は是れまでの行掛りよりして矢張り引續いて御盡力下されて此目的を達する方法に至つては各員に於ても考へたら宜からうと申ししたのである言葉を以て意を害せ

ぬやうに願ひたい、議長(渡邊徹君)然らば二十一日にはどう云ふ返答があるか其返答次第で尙は充分に智慧を振つて見る積りであるが(活潑に願ひたいと呼ぶものあり)是れまで大藏省に行つた委員ばかりでなく來會者諸君の内よりも委員から願ふてある事柄はさうであるかと御迫りになりたら尙更宜からうと思ひます(ヒヤ)と呼ぶ者あり)しませれば是よりは二三建議がございませから其事に掛ります、尙は諸君に申上げて置きたき事は前刻何番かの御話中にもございまして今日の日の中は何事にも聲の高いものが勝つと云ふ有様で此大會なども今日では稍々聲が高くなりて道理のある所も亦漸く世間に聞ゆるやうになりました昨年神戸に於て全國商業會議所の聯合會議がございましてが國會の方は兎角に政黨の固りでありて實業のとは容れられない勝なれど商業會議所の如きは専ら實業の事を容れるものであらうからとて會長及び副會長等は其聯合會議所に行き我大會の事情を述べ實業家の輿論を引起す積で申込たる次第なりしが該會の詰局は何分にも重大なる問題なるを以て全國の各會議所は次會迄に能く取調べると云ふことになりましてが兼てより運動の聞へ高かりし棉花の輸出税棉糸の輸入税を全廢と云ふ問題の如きは一名も不同意なく滿場一致で可決し其後衆議院にても同様のことでありまして是らは最も道理のある結合力である



が結合力次第にては道理は不十分でも近來は世間に行はれることが澤山ありますから御互にやつて居る所のものも幾分か進んで來ましたけれども將來は諸君益々進んで結合力を強くして貰いたさるるものです是れが議長(渡邊徹君)の希望でございます(ヒヤ〜)

(建議案 書記朗讀)

會則改正建議案

第九條中其任期ハ「一ケ年」トアルヲ「二ケ年」ト改正ノ事  
第十四條中「又ハ學識名望アルモノヲ」下へ「本會ノ承認ヲ得テ」ノ八字ヲ挿入スル事  
右及建議候也

提出者

廿七年五月十八日

栗林安兵衛

(建議案參照)

第九條 正副會長及常議員ハ通常總會ニ於テ之ヲ撰舉シ其任期ハ一ケ年トス但滿期再撰することを得  
第十四條 本業に特に功勞ある者又は學識名望ある者を名譽會員に推薦す

七十一番(福島井上重介君)只今のは第十四條です議長(渡邊徹君)會則第十四條で「學識名望ある者」の下に「本會の承認」を得てと云ふ文字を入れたいと云

箇年位にした方が宜かろうと思ひますから唯今の建議案を賛成します

四十六番(兵庫嘉納與吉君)本員は只今の建議案には反對でございます、何となれば此會則なるものは聯合大會の精神であつて之を極めてより未だ一年ならずして變更せんとするは即ち聯合大會の精神を變更したものと考へる、故に輕々しく會則を變更すると云ふことは大會の爲めに取らざる所である、依て一言反對の理由を述べて置きます(採決と呼ぶ者あり)  
議長(渡邊徹君)一ケ年とあるを二ケ年とするに同意者は起立

議長(渡邊徹君)少數で消滅しました、議長(渡邊徹君)次の建議案を朗讀させます

(建議案 書記朗讀)

一輸入酒ニ(酒精ヲ除ク)營業稅ヲ課セラントシ帝國議會其他相當官署ヘ本會ヨリ請願シ尙其遂行ニ對シテラン事ヲ建議ス

理由

酒精營業稅法發布ノ爲メ酒精ノ輸入ハ將來ニ於テハ多少有効ナラント雖之ト同時ニ一ノ弊害起ラントスルモノアリ并ハ種々名稱ノ酒類ヘアルコトヲ阻害シ殆酒精ト同ジキモノニシテ僅カニ色又ハ些ガ味ヲ加合セルモノ近時輸入セントス此物タルヤ酒精營業稅法第一條ノ制裁ニヨリテ課稅スルノ難キヲ以テ之ニ依テ法律ヲクナルヲ知ラバ年々輸入額ハ暴加スルハ必セリ況ンヤ本邦ニ於テハ凡酒類ト云ヘバ他ノ課稅物品ト比較スルニ非常ノ重稅タリ然ルニ特リ麥酒純スイ葡萄酒及輸入酒類ニ限リ一錢ノ國稅ヲ仕拂フノ義務ナキノ理アルベカラズ依テ凡造石稅

ふことです

六十七番(愛知田中惠美藏君)京都の大會では名譽會員を推撰すと云ふことは本會が推撰することと思ふて居りましたさうないと、どう云ふのである推撰するは本會より外にはないと思ふ  
議長(渡邊徹君)さうすると建議者に御尋ねするが初め會則を替へたものもさう云ふ心持ではないか  
番外(横田良介君)六十七番の御尋ねの通りで本會が推撰するので(改正の必要なしと云ふものあり)  
五十二番(埼玉栗林安兵衛君)本員は其建議しましたるが詰り本會が斯の如く認めて居れば宜いのでござい

議長(渡邊徹君)本會が斯く認めて居りさへすれば建議者の云はる、文字は入れぬでも實行すれば宜いのですが

議長(渡邊徹君)もう一つは第九條の任期一ケ年とあるを二ケ年とすと云ふのでございませう  
十四番(兵庫小泉源之助君)十四番は建議を取ることにしませう

六十九番(山形野附友三郎君)此任期のことには付きましては或は此度改選の場合であるから改撰すべきが當然なりと云ふものあり或は會務の進行上妨ける場合もあるから従前の通り改撰を用ひずして引續いてやるべしと云ふ説もあり其他種々の説ありと雖ども私の考へる所を以てすれば矢張り此際改正をして二

ナ課セザル酒類ハ内外品ヲ問ハズ相當ノ營業稅ヲ課セラントシテ請願スルニアリ  
右建議候也

明治廿七年五月十八日

神奈川縣代表

- |    |     |          |
|----|-----|----------|
| 全  | 建議者 | 佐野義      |
| 東  | 贊成者 | 門倉太吉     |
| 千  |     | 東京酒井     |
| 茨  |     | 茨城岩井     |
| 群  |     | 群馬宮川武司   |
| 神  |     | 神奈川野田恒三  |
| 新  |     | 新潟井上勝藏   |
| 琦  |     | 琦玉近藤吉左衛門 |
| 山  |     | 山形小村又八   |
| 埼玉 |     | 埼玉中村作右衛門 |
| 埼玉 |     | 埼玉栗林安兵衛  |
| 埼玉 |     | 埼玉栗林安兵衛  |

二十二番(神奈川門倉太吉君)別段此理由を説明する必要はない、蒲場諸君徹頭徹尾御賛成あらんことを希望します

六十七番(愛知田中惠美藏君)「アルコール」法案よりして斯の如き弊害の來るのは實に當前のことであるから役員諸氏に於ても十分の御調査下されまして二十二番を満足せしむるやうな御考案を願つて置きたいのであるヒヤ〜と呼ぶ者あり  
三十番(愛知永井仙十君)私も矢張り此輸入酒のことには付ては至極賛成です、葡萄酒とか麥酒とか再製に



ならん者に課税するは氣の毒であるが「アルコール」酒  
 精の輸入を防ぐのは目的である、是れに再製と云つ  
 て宜しいか十五度位の酒精に混和したものを酒精と  
 同様に課税するは私の希望する所であるが内地の營  
 業者と同様に課するはとんだ迷惑するものである、  
 私は他岐に渉るかも知れませぬが酒精法案のことに  
 付てちよつと一言を述べます、酒精法案と云ふもの  
 は七月一日以降施行すると云ふことで私は「アルコ  
 ール」三石一斗一升持つて居りました「アルコール」  
 課税にならうと考へて皆變製して明治廿六年六月廿  
 九日、三十日の二日水に混和して置いた所、……至  
 らなければ課税する矢張酒精法案に當ると云ふこと  
 で果して然らば六圓の上に酒精の税二十五圓で都合  
 一石に付て三十一圓の税を出さねばならぬ、僅か二  
 十五錢にじかならぬものに斯る税を出す如きそんな  
 馬鹿な損をするは營業上に對して如何にも残念であ  
 るから諸君の御心得の爲めに一言して置きます  
 七十一番(福島井上臺介君)只今の建議は昨年京都の  
 大會で委員附託説になつて居たものが又今年も現は  
 れたので本員も今度は是非やうたいと思ふ併しな  
 ら酒精營業税法案は政府も板挟になつて困難をして  
 居るから現政府にはやり遂げることには出來ない、併  
 し條約改正の場合であるから一言して置くは餘程各  
 政黨間と内閣とが眼を着けるであらうから利益であ  
 ると考へる、故に本會より請願して置く方が本會の

利益なりと七十一番は思ふのです  
 六十九番(山形野附友三郎君)只今の七十一番の説と  
 零々同感である併ながら、今回の議會は短期の議會  
 であるから、今後第七議會に提出すること、して其  
 間に取調べをして置くこと云ふ斯う云ふことに致した  
 いと思ひます、提出者に伺ひます  
 七十一番(福島井上臺介君)七十一番も六十九番も同  
 感で矢張り十一月の議會に提出するやうにしたい  
 (ヒヤ／＼賛成の聲起る)  
 議長(渡邊徹君)今の建議に付ては追々賛成があつて  
 反對がないから一同の御希望と思ひ可決します  
 十四番(兵庫小泉源之助君)三十番の説は反對のやう  
 に……  
 三十番(愛知永井仙十君)三十番は内地に掛けるは行  
 かん……  
 議長(渡邊徹君)……内外酒に掛けるので……  
 二十二番(神奈川門倉大吉君)法律の支配を受けて……  
 輸入酒ばかりに課すると云ふことは今日の所では  
 出來まい條約に關係しましたしと思ひます  
 七十一番(福島井上臺介君)七十一番は内外酒に課し  
 て宜いと思ふ三十番の御説もあるが麥酒など内地で  
 搾へるものには必要はないと思ふ(ヒヤ／＼と呼ぶ  
 者あり)  
 六十七番(愛知田中惠美藏君)二十二番の如きは熱心  
 に提出したので實に酒精法案の如きは日本の酒精の

發達を妨害するものにて外國崇拜主義より出てたる  
 に外ならざれば我々實業者は奮つて内地酒精の發達  
 を謀る手段を執らねばならぬなり(十四番は出席諸  
 君は洋酒は飲まぬやうにすべしと絶叫したり)  
 議長(渡邊徹君)然らば反對者はないやうでございま  
 すから一同の御希望ならん依て可決と認めます、併  
 ながら茲に一言申して置きます決議のとは數々にし  
 て今度の議會には容れられないから成るべく本會の  
 大目的とする所のものに向つて専心に運動する積り  
 であるから左様御承知を願ひます(宜しいと云ふも  
 のあり)賛成と呼ぶ者あり  
 議長(渡邊徹君)然らば次の建議案を朗讀させます、  
 (建議案 書記朗讀)  
 今回新潟縣酒造組合會ニ於テ全國酒家大會へ建議シ  
 北海道酒造特別税ヲ廢シ一般普通税法ニ改正ノ事ニ  
 請願アラントヲ決定ニ付此段建議致シ候也  
 新潟縣酒造組合委員

況を述べて我が新潟縣酒造組合にも容れて呉れと云  
 ふので全組合に於て之を取つたのである然らば是非  
 大會に於ても此請願を可決あらんことを希望す其事  
 たるや特別税を廢して普通税にされんことを望むと  
 云ふのである其特別税の行はるゝ爲めに検査上特別  
 に違うに依て密造したりするものを放任して置くな  
 らば尙ほ其弊を他府縣に及ぼして同業者の迷惑する  
 こと同様であらうと思ひますからさうか之を取られ  
 て請願することに願ひたい、  
 六十九番(山形野附友三郎君)此北海道特別税を廢除  
 する云々のことに付きましては我が組合でも取りま  
 して請願書を出しました……第四回の時には貴衆兩  
 院に持出して既に貴族院に於ては採擇されて委員に  
 附託して調査することまでになりましたが何分衆議  
 院の方は委員に附すまでに至らなかつた、さう云ふ  
 やうな次第である、今提出者の御説明の如く参考書  
 類などを持來りて調査された話をしたのでありまし  
 た、我々は茲に至つてか北海道を特別に保護すると  
 云ふことは今日敢て必要がなからうと思ひますさう  
 であるから私共は前の輸入酒云々のこと、同じやう  
 に矢張り此建議案を御採用になつて其邊宜しく御調  
 査になり時機を見計つて着々其歩を進めて行きたい  
 と思ひます、

明治廿七年五月十八日  
 會長 渡邊 徹 殿  
 (參考トシテ新潟縣有志者が北海道酒造視察書ア  
 リ容ス)  
 三十四番(新潟近藤吉左衛門君)只今建議の提出者は  
 本員でございます参考の爲めに朗讀を願ひました、  
 新潟縣の有志で視察の爲め北海道に行き其探檢の實

四十三



理由は内地と該道とは或る場合に於て相違の點があるだらうと思ひます依て短簡に其理由を述べて置きます、

六十三番(山形中村作右工門君)本員も只今の三十四番の建議説を賛成します、成程北海道の如きは初めは殖民政略——保護政略を執つて宜からうと思ひましたけれども今日となつて見れば北海道も大に進歩して保護政略も最早必要なきに至り内地と同等にまで開けり然るに等差を附するは甚だ不權衡であるから特別税を廢して内地と同様にするは私は最も至當と考へる、又六十九番の御説の如く十分に調査して建議すること致したい、

議長(渡邊徹君)是には反對と云ふ説もありました七十六番(大阪阿波野榮次郎君)私は六十九番と御同意でありませす矢張り常議員に附託して取調べを致したいと思ひます

六十七番(愛知田中惠美藏君)通常税にして其金を諸工業の奨励に充てる……三十四番(新潟近藤吉左衛門君)視察者の考には特別税と普通税に改正したいと云ふ志願です

六十七番(愛知田中惠美藏君)六十七番は只今の建議説は至極宜い説だらうと思ふ、近來は北海道も各府縣も劃一の法を取つて行かねばならぬ時節であるから獨り北海道に特別にする必要はないと思ひます其理由の如きに至つては常議員に附して次期の議會に

別税の殘つて居るばかりであるに之れを亡ぼして殆んど恢復の出來ないやうにして仕舞つたならば我々が常に希望して居る所の半額税に復することが出來ないと思ふて居る、之をしも北海道地方の如きものに向つて内地と同様の税を課せられたならば恰も小供に重荷を負せると同様にて身体を動かすことも出來ないやうになるだらうと思ふ、尙ほ數年の後ち十分の御經驗の上なら、いざ知らず今日では最も不必要と思ひます、依て反對の理由をちよつと申して置きます、(決々と呼ぶ者あり)

三十二番(茨城宮川作藏君)御議論もございませすが建議者は延ばしても宜いのですか此建議案が通過したら實行せしめやうと云ふ御意見ですか

三十四番(新潟近藤吉左衛門君)先刻申しました通り御都合に依ては役員諸氏に任せると云ふのです

三十二番(茨城宮川作藏君)さう致しますと役員諸氏が是れは延ばすと云ふことにはありますと延びても差支ないと思ふ御考へですか

三十四番(新潟近藤吉左衛門君)是れより大なる問題があれば仕方がないが成るべく緊急問題であるからやりたいと思ひます

三十二番(茨城宮川作藏君)實は私も意見がございませすが此北海道問題に付ては大會は之を容れると云ふことにして委員が十分に調査すると云ふことに致したい、(採決——と呼ぶ者あり)

出すやうにしたいと思ひます

十四番(兵庫小泉源之助君)本員も此建議案は賛成でございませす、北海道今日の有様を見ますると云ふと十分保護を興へねばならぬ場合に立至つて居ります、此酒屋の如きに至つては大きな諸商工業の如きも其の趣きを異にして居ります、此大酒の酒屋の有様はさう云ふ風になつて居るかと思ふと實に分に過ぎたる重税を課せられて居るのである、一方は斯の如き重税を課せられ一方は斯の如く特別税を布かれて居ると云ふ有様なり最も開墾地の如きに至つては保護を興ふるは當然なるべけれども酒屋の如きに至つては固より商工業と同一視すべきものにはあらざれど其の税も亦同一にしなればならぬのである、此點より考へます時は北海道の特別税は廢して貰ひたいと云ふのは内地同業者の最も希望する所だらうと考へる、(ヒヤ——と呼ぶ者あり)採決——と呼ぶ者あり

七十四番(熊本宮田武平太君)沖繩縣にも特別輸出税を課せずして居るが矢張り北海道と共に内地と同様の税にしたい積りであります(賛成と呼ぶ者あり)九十七番(山梨金丸惣之助君)大分建議が勢力を得て來たやうでありますけれども私は先反對です、建議者は十分に細密に御取調べを願ひたい、我が酒造税は苛酷であると云ふことは常に遺憾に思ふて居る所である、然るに尙ほ樂みのあるのは獨り北海道に特

議長(渡邊徹君)決を採ります反對者がございませすから反對説即四十六番に同意は起立、

起立少數

跡は採決せんでも多く賛成がございませすから、本會は之を可として取調べるやうに致します七十一番(福島井上臺介君)只今の新潟縣の建議説の如きは議事筆記には載せたくない——特別税廢止なきと云ふとは議事録に載せたくないやうに考へる、三十四番(新潟近藤吉左衛門君)先刻の朗讀は參考の爲めに願つたのです固よりよす方が宜からうと思ひます、(ヨセ——と呼ぶ者あり)

六十四番(京都綾木六兵衛君)三十四番の提出案が可決でございませすと先きに七十四番より沖繩縣のことか申立てになつて居りますがあのことには含有して居るのですか居ないのですか

三十二番(茨城宮川作藏君)既に同一理由であれば本會は受理したものであらう……

議長(渡邊徹君)さう見認めて居る——北海道と沖繩縣とは合せて見認めませす、先刻も申して置きました、尙ほ一言申して置ませす、此大會で極めたものを大會の名を以て請願等は出來ないので議長なり常議員なりが一個の資格を以て爲すこととす可決事件を實行する場合には其人々の心得を要する次第にて事柄に依ては遲速する事等は兼て御承知を願ひませす(異議なしと呼ぶ者あり)



六十七番(愛知田中惠美藏君)私の地方に於て豊醸組何某として法人の資格で置つて居る念の爲めに申上げて置きます、  
 番外(横田良介君)其れは豊醸組何々で農商務省の認可を得たものであらう……  
 番外(鈴鹿辨三郎君)六十七番より御述べをございませぬが斯の如く代表してやると云ふことは出来ませぬ六十九番(山形野附友三郎君)前會京都の會では議事録と云ふものは僅かに此會費でなく高崎さんが御摺立になつた(暫く)と呼ぶ者あり  
 番外(高崎修助君)本會の費用で拵て御送附する積りであります、  
 議長(渡邊徹君)本席より御報告致します、時に大會は是れにて議了致しましたから閉會を致します、時に午後四時閉會 (満場拍手)

一右両日間の會議に於て決議したる事項左の如し  
 可決したるもの 總て原案に決し修正等に原るもの無し  
 一明治廿七年度歳入歳出豫算案(原案は第二十二丁に載す) (原案は第二十四丁に載す)  
 一原源藏君外三名建議各府縣に本會擴張委員を置くの件(建議案第三十丁に載す)  
 一野附友三郎君發議常議員の補充を兼て届出置き常議員事故あるとき代理せしむるとを本會にて

承諾の件(發言第二十九丁乃至第三十二丁にあり)  
 一紅露坦三郎君子安正雄君發議退會したる東京市組合へ委員を撰ひ交渉の事を議長に委任の件(發言第三十三丁乃至第三十四丁にあり)  
 (議長は神奈川門倉太吉君、千葉子安正雄君、茨城大和田貞次郎君、埼玉荒井伊兵衛君の四氏を委員に撰定せられたり)  
 一佐野義廣君門倉太吉君建議造石税を賦課せざる酒類は内外品を問はず課税の儀請願の件(建議案一丁に載す)  
 一近藤吉左衛門君建議北海道酒造特別税廢止請願の件(建議案第四十丁に載す)  
 一否決事項  
 一埼玉栗林安兵衛君建議會則第九條第十四條改正の件(建議案第四十丁に載す)

一役員撰擧の結果  
 會長 徹君  
 副會長 小堀貞吉君 鈴鹿辨三郎君  
 常議員 酒井泰君 鳥井駒吉君  
 關東 横田良介君 近畿 木原熊吉君  
 宮川作藏君 岡橋治右衛門君

東海 伊東孫左衛門君 北陸 阿部康介君  
 伊藤小三郎君 信越 紅露坦三郎君  
 東北 野附友三郎君 四國 原源藏君  
 岡崎唯雄君 中國 酒井泰君  
 九州 大津萬次郎君  
 理事 高崎修助君 會計 酒井泰君  
 第四大會へ寄贈金品  
 廣島縣賀茂郡仁方村酒造業  
 相原格君 相原恒三郎君  
 金子吉之助君 相原久太郎君  
 國正増太郎君 土井種次君  
 相原巖君 三崎藤君  
 種麴商 大坂市板屋橋筋周防町 上田伊之助  
 東京市清酒輸入營業組合頭取 石崎喜兵衛東京支店主  
 東京市本所區相生町壹丁目 塚榮藏  
 酒道具商 東京日本橋區大傳馬町二丁目 周藏  
 燒酎蒸餾器製造所 榮光社蒸餾器部 東京日本橋區藏前町二丁目  
 壓搾器製作所 山崎 太多商店 東京日本橋區南新堀二丁目  
 麵種もやし商 森 貞藏 東京日本橋區上横町  
 東京露改貝舎 寺島彌策 東京日本橋區藏前町一丁目  
 桶木酒道具商 岩橋三藏 東京日本橋區藏前町一丁目  
 酒張紙商 東京日本橋區藏前町一丁目 竹内金次郎  
 東京京橋區藏前町三丁目 合舎  
 カラス器メイト合舎

一金壹圓 藥種問屋 東京日本橋區本町三丁目 島田忠兵衛  
 一金壹圓 酒張紙商 東京日本橋區藏前町 岡本保之助  
 一金壹圓 石坂印刷所 東京京橋區藏前町 東京刷板社  
 一金壹圓 蒸餾器破商 東京淺草區松清町 筒井寅松  
 桶木酒道具商 大坂市西區土佐堀通四丁目 辻村榮助  
 大阪市南區清水町三休橋東  
 金拾圓 福岡、熊本、佐賀三縣 酒造組合  
 金五圓 大阪市四ッ橋西南詰西ノ辻 山村八次郎  
 大阪四ッ橋東詰北ノ辻北へ入  
 桶木酒道具商 西尾商店  
 手拭三百筋 種もやし商 大坂市北久太郎町四丁目 上田伊兵衛  
 三重縣松阪新町  
 金三圓 緊搾器製作所 西井久兵衛  
 京都市大宮通三條上ル  
 團扇二百本 種もやし商 京都市藏前町二丁目 田中久右衛門  
 君子會掛物一軸 釀造雜誌社  
 釀造雜誌百四十八號三疊十部 東京日本橋區濱花町字龍河岸  
 酒國石印壹個 影刻師汲古堂 猪場 昶  
 長春石印壹個  
 紀念印壹個 東京新川新堀南茅場町  
 千代久屋酒樓付三百十五個 東京清酒問屋賣人會



六十七番(愛知田中惠美藏君)私の地方に於て豊醸組何某として法人の資格で置つて居る念の爲めに申上げて置きます、

番外(横田良介君)其れは豊醸組何々で農商務省の認可を得たものであらう……

番外(鈴鹿辨三郎君)六十七番より御述べでございませぬが斯の如く代表してやると云ふことは出来ませぬ六十九番(山形野附友三郎君)前會京都の會では議事録と云ふものは慥かに此會費でなく高崎さんが御摺立になつた(暫く)と呼ぶ者あり

番外(高崎修助君)本會の費用で拵て御送附する積りであります、

議長(渡邊徹君)本席より御報告致します、時に大會は是れにて議了致しましたから閉會を致します、時に午後四時閉會 (満場拍手)

一右兩日間の會議に於て決議したる事項左の如し  
可決したるもの 等(原案に決し修正) 等に原案のもの無し

一明治廿七年度歳入歳出豫算案(原案は第二十二丁に載す)

一明治廿七年度豫備費豫算案(原案は第二十四丁に載す)

一原源藏君外三名建議各府縣に本會擴張委員を置くの件(建議案第三十丁に載す)

一野附友三郎君發議常議員の補充を兼て届出置き常議員事故あるとき代理せしむるとを本會にて

承諾の件(發言第二十九丁乃至第三十二丁にあり)

一紅露坦三郎君子安正雄君發議退會したる東京市組合へ委員を撰ひ交渉の事を議長に委任の件(發言第三十三丁乃至第三十四丁にあり)

(議長は神奈川門倉太吉君、千葉子安正雄君、茨城大和田貞次郎君、埼玉荒井伊兵衛君の四氏を委員に撰定せられたり)

一佐野義職君門倉太吉君建議造石税を賦課せざる酒類は内外品を問はず課税の儀請願の件(建議案第四十丁に載す)

一近藤吉左衛門君建議北海道酒造特別税廢止請願の件(建議案第四十丁に載す)

一埼玉栗林安兵衛君建議會則第九條第十四條改正の件(建議案第四十丁に載す)

一役員撰擧の結果

會長 渡邊徹君

副會長 小堀貞吉君 鈴鹿辨三郎君

常議員 酒井泰君 鳥井駒吉君 横田良介君 木原熊吉君 宮川作藏君 近畿 築山三郎兵衛君 岡橋治右衛門君

東海 伊東孫左衛門君 北陸 阿部康介君

東北 野附友三郎君 四國 紅露坦三郎君

九州 大岡唯雄君 中國 原源藏君

理事 高崎修助君 會計 酒井泰君

第四大會へ寄贈金品

廣島縣賀茂郡仁方村酒造業 相原格君 相原恒三郎君

金子吉之助君 相原久太郎君

國正増太郎君 土井種次君

相原巖君 三崎藤君

種麴商 大坂市板屋橋新町附町 上田伊之助

東京市清酒輸入營業組合頭取 石崎喜兵衛東京支店主

東京市本所區相生町壹丁目 塚榮藏

酒道具商 東京日本橋區大傳馬町二丁目 櫻木周藏

燒酎蒸餾器製造所 榮光社蒸餾器部

壓搾器製作所 東京日本橋區本町二丁目 山崎太多商店

東京市本所區南新堀二丁目 森貞藏

東京日本橋區上橫町 寺島彌策

東京日本橋區本町一丁目 岩橋三藏

東京日本橋區本町一丁目 竹内金次郎

酒張紙商 東京市本所區本町三丁目 合

カラス器メーカー 東京市本所區本町三丁目 合

一 金壹圓 東京日本橋區本町三丁目 藥種問屋 島田忠兵衛

一 金壹圓 東京日本橋區南茅場町 酒張紙商 岡本保之助

一 金壹圓 東京市京橋區桶町 石板印刷所 東京刷板社

一 金壹圓 東京淺草區松清町 蒸餾器破商 筒井寅松

一 金拾圓 大坂市西區土佐堀通四丁目 桶木酒道具商 辻村榮助

一 金三圓 大坂市南區清水町三休橋東 歸一社

一 手拭百筋 福岡、熊本、佐賀、三縣 酒造組合

一 金五圓 大坂市四ツ橋西南詰西ノ辻 山村八次郎

一 金五圓 大坂四ツ橋東詰北ノ辻北へ入 桶木酒道具商 西尾商店

一 手拭三百筋 大坂市北久太郎町四丁目 種もやし商 上田伊兵衛

一 金三圓 三重縣松阪新町 壓搾器製作所 西井久兵衛

一 團扇二百本 種もやし商 京都市大宮通三條上ル 田中久右衛門

一 君子會掛物一軸 東京市本所區本町二丁目 釀造雜誌社

一 釀造雜誌百四十八號三豆十部 東京日本橋區浪花町字龍河岸 影刻師汲古堂 猪場飛

一 紀念印壹個 東京市本所區本町三丁目 東京新川新堀南茅場町

一 千代久屋酒樽付三百十五個 東京清酒問屋賣人會



- 一手拭五十筋 空樽問屋 東京橋區五郎兵衛町橋屋河岸
- 一手拭三百筋 米商仲買 東京日本橋區橋町
- 一清酒壹駄 花長印一樽 東京新川酒問屋
- 一硝子猪口三百五十個 廣岡助五郎 東京日本橋區通町
- 一金拾圓 鹿島利右衛門 東京日本橋區通町
- 一金拾圓 高崎支部 群馬縣酒造組合
- 一金拾圓 岡支部 群馬縣酒造組合
- 一金百圓 二十圓 埼玉縣 酒造組合
- 一金百圓 十五圓 茨城縣 酒造組合
- 一金百圓 十五圓 栃木縣 酒造組合
- 一金百圓 十圓 群馬縣 酒造組合
- 一金百圓 十圓 群馬縣 酒造組合
- 一金壹圓 酒造業 秋田縣秋田市大町三丁目

○帝國貴衆兩院拜覽

今回會合者遠來の勞を慰せん爲め二十日に貴族院は林宗右衛門君、衆議院は金井貢、加賀美嘉兵衛の両君に其紹介を依頼し午前八時より來會者二百二十名をして拜覽せしめたり

○第四大懇親會

二十日午後一時より江東中村樓に於て大懇親會を開く招待人中臨席ありしは左の如し  
 貴族院議員 林宗右衛門君 同 三本與吉郎君  
 衆議院議員 金井貢君 同 加賀美嘉兵衛君  
 同 安田益太郎君 同 齋藤卯八君

○紀念物

第四大會紀念物の爲め松尾神苑會頭從一位侯爵勳一等入我建通公の揮毫せられし松樹に和歌一首を石版に寫し白羽二重に印刷したる富久紗を頒與せり其和歌に曰く  
 世の中に酒でうもの、なかりせば  
 たのしき時はあらしとぞ思ふ

○醸造講話會

二十一日午後一時より日本橋區濱町日本橋俱樂部に於て開く是れより先き東京府廳を經由して農商務省に相當技術官臨席の儀出願したるに此日府廳を経て同省より許可を得たり又一方には帝國大學教授中に臨席を請ひ其承諾を得て有益の講話を演ぜらる本日聽衆八十餘名講師及び演題は左の如し

- 第一席 帝國大學教授 丹波 敬三君
- 一酒の衛生上の利害 帝國大學教授 下山順一郎君
- 第二席 米國大學名譽教授 農商務省技術官 西川麻五郎君
- 一麴の製造及醱酵に關する注意
- 第三席 農商務省技術官 西川麻五郎君
- 一釀造の結果と分析の成績
- 第四席 釀造學者 若井榮三郎君
- 一貯酒法實驗報告

- 同 渡邊敬生君 同 山田嘉數君
- 梅宮々司正七位 橋本順行君 松尾神社永尾 主典君
- 鎌田 寛君 若井榮三郎君

外各新聞記者及び雜誌社員來會者總て三百十餘名なり席定むるや小堀副會長に依り開會の趣意を演述し次に渡邊會長より代表者及び有志家遠來の勞を謝し併せて關東諸氏が準備委員の勞に當られたるを感謝す、加賀美代議士本日の招待席を代表して一場の演説あり次に自由新聞記者溝口市次郎氏は本日招待の各新聞社雜誌社を代表して演説す其外永井仙十氏の演説等あり次に來會者の祝辭及び祝電等の朗讀を了り鈴鹿副會長に據り蒲場總起立 天皇陛下の萬歲を唱へ次に全國酒造家萬歲を呼ぶ是れより獻酬快談樓上の志士互に胸襟を開き親を温めて退散したるは午後八時なりき

席上朗讀の祝辭及び祝電は左の如し

- 熊本縣酒造組合代表者 枋木縣河内郡酒造組合頭取 祝電 富田武平 太 祝電 福田芳太郎
- 新潟縣酒造組合代表者 祝電 野田拾五郎 祝電 井兵助
- 埼玉縣北埼玉郡酒造業 祝電 小川祖一郎 祝電 荒井鐵之助
- 埼玉縣比企郡小川町 祝電 中山房五郎 祝電 根室酒造業組合
- 京都市酒造組合事務所 祝電 藥師寺註三 祝電 仙臺市北一番町
- 大分縣玖波郡東飯田村 祝電 麻生 觀 八 祝電 仙臺酒造組合事務所

○參考陳列品

本業參考として有志家に計り二十日懇親會場及び講話會に陳列したる物品は左の如し  
 一清酒白鷹印 壹壇 灘西宮 辰馬悅藏君出品  
 本酒は海外試賣品にて明治廿年度造廿一年十月冷卸參考として保存したるもの  
 一清酒白鷹印 壹壇 灘西宮 辰馬悅藏君出品  
 本酒は第三内國博覽會出品物にて廿一年度造廿二年冷卸保存品  
 一酒清紋 白鷹印 二壇 灘西宮 辰馬悅藏君出品  
 本酒は廿四年度造にて廿五年度十一月冷卸米國シカゴ大博覽會に出品の清酒  
 一白鷹、鳳紋正宗原料白米五種 辰馬悅藏君出品  
 右は播州有馬郡產米二種、播州美巖郡產米二種、播州明石郡產米一種なり  
 一播州加東郡久米村產米、同明石郡伊川谷村產白米灘御影町渡邊徹氏釀造米  
 一播州島下郡福井米 灘御影嘉納次郎右衛門氏釀造米  
 一播州島下郡上野米 灘味泥若林茂左衛門氏釀米  
 一播州島下郡小野原米 灘木村喜兵衛氏釀造米  
 一播州米 灘新在家石崎喜兵衛氏釀造米  
 一灘魚崎 岡田文左衛門氏釀造米



- 一 灘御影 嘉納治兵衛氏醸造米
  - 一 灘魚崎 寺田廣吉氏醸造米
  - 一 灘地方普通用最上山田種醸造米
- 以上十種は醸造雜誌社出品に係る

一 清酒成分標本 十種

講話會出品

- アルコール、水、葡萄糖、醋酸、ブーゼル油、糊精、乳酸、琥珀酸、越幾斯分、グリセリン、
- 一 酒臘一壘、清酒滓渣一壘、醸造雜誌社出品
- 一 全國各地釀酒法及歩合等比較表 壹軸本表は全國酒造法六十餘種を掲げ歩合より蒸成日數及び寒中平均温度、又掛米と麴、原穀と汲水との歩合に至る迄極めて詳細に明記したるものなり
- 一 高峰氏清酒火入器雛形 一巻 同
- 一 寛政年度伊丹町釀酒圖繪 一巻 同
- 一 若井榮三郎氏貯酒桶の圖 一冊 同
- 一 第八次農商務統計表 一冊 同
- 一 アトキンソン氏釀酒篇埼玉縣荒井伊兵衛君出品

○法律改正案

第五議會以來對議會方針としては主として納稅期改正及び稅則附則即ち自家用料酒改正の二請願に運動を専らとせり第五議會に於ては既に院内より一百數十名賛成の下に右兩改正法律案の提出を得たるが如き一に力を此に注ぎたる結果に外ならず然るに不幸にして解散總選舉に遭ふて効を一賃に映の憾ありと

七月十五日ニ改正スル所以ナリ

第二期ノ現行納期ハ八月十五日ニシテ其金額ハ檢査濟石數ノ半額ナレドモ其檢査濟ニ該當スル石數ハ釀造期中最モ多數ヲ製造スル時期ニシテ且其多數ノ製造酒ハ専ラ之ヲ貯藏酒トスルヲ以テ現行法ノ半額トアルヲ三分一ト爲シ八月十五日トアルヲ九月十五日ト爲シ其他第一期ノ殘額ト共ニ之ヲ納ムルモノト改正スル所以ナリ

第三期ノ現行納期ハ十一月十五日ニシテ時恰モ翌年釀造ノ着手ニ際シ古酒漸ク價格ヲ進メントスルニ當リ納稅ノ爲メ販賣ノ急ヲ要スルニヨリ價格ヲ保ツ能ハス故ニ其期ヲ翌年三月十五日トシ第二期ノ殘高半額ト共ニ納ムルモノト改正スル所以ナリ

第四期ノ現行納期ハ一月十五日ニシテ是亦釀造緊要ナル時季ニシテ資金ノ繁忙ナルヨリ競賣ノ弊ヲ生シ酒價ヲシテ常ニ低廉ノ一方ニ傾カシム依テ其期ヲ五月十五日トシ前期納額ノ殘額ヲ納ムルモノト改正スル所以ナリ

要スルニ現行ノ納稅期ハ極メテ不適當ナルニ因リ當業者ノ利便ヲ妨ケ終ニハ通稅ノ犯則者ヲ生シ歲入ニ影響ヲ及ボスニ至ルカ故ニ以上ノ如ク納稅期ヲ改正セバ營業上ノ不便利ヲ去リ而シテ毫モ關係スル所ナク又取締上ニ於テモ障礙ノ點ナク專ラ該業ノ發達増進ヲ圖リ稅源ヲ涵養スル所以ナリ

雖も前きの賛成代議士中尙ハ半數の再選を得て而かも本業者中より選舉せられて代議士の榮譽を得たる諸氏亦尠なからず是れ不幸中の幸と謂ふ可し故に短期と雖も第六議會に對し同一の方針を取りて再び力を二請願に竭さんとし去十七日には同業代議士を日本橋俱樂部に會し其意見を叩き賛助を求め一方は各代議士に就き之れが賛成に鞠躬盡す所ありしが遂に六月二十五日院内より金井代議士外八君は多數賛成の下に左の法律改正を提出せらるゝに至れり

酒造稅則中改正法律案

明治二十三年九月第四十號布告酒造稅則中左ノ通收正シ明治二十六年期ヨリ施行ス

- 第九條 造石稅ハ左ノ四期ニ納ムベシ
  - 第一期 七月十五日限
  - 第二期 九月十五日限
  - 第三期 三月十五日限
  - 第四期 五月十五日限
- 前納額ノ殘額
- 第一期ノ現行納期ハ四月十五日ナレトモ其頃ハ漸ク釀造酒火入ノ期ニシテ未ダ多クハ販賣セザルニ際ニ納稅スルハ營業者ノ困難スルヲ以テ之ヲ

右成規ニ據リ提出候也

明治廿七年五月二十五日

提出者

- |            |           |          |           |
|------------|-----------|----------|-----------|
| 田宮 尚 勇君    | 高木 正 年君   | 竹村 藤 兵衛君 | 高橋 喜 惣 治君 |
| 吉川 富 一君    | 依田 道 長君   | 丹後 直 平君  |           |
| 川上 源 一君    | 河原 林 義 雄君 | 吉田 正 雄君  |           |
| 柏田 盛 文君    | 鎌田 榮 吉君   | 加藤 政 之助君 |           |
| 加藤 六 藏君    | 影山 秀 樹君   | 加藤 平 四郎君 |           |
| 折坂 行 三君    | 渡邊 敬 生君   | 渡部 芳 造君  |           |
| 折田 兼 至君    | 大東 義 徹君   | 大野 三 郎君  |           |
| 岡田 逸 次郎君   | 小倉 良 則君   | 尾崎 行 雄君  |           |
| 大岡 育 造君    | 大久保 端 造君  | 小田 貫 一君  |           |
| 長岡 壽 彦君    | 岡村 貢 君    | 大竹 貫 一君  |           |
| 與田 三郎兵衛君   | 大井 憲 太郎君  | 岡 精 逸君   |           |
| 戶田 三郎兵衛君   | 藤 金 作君    | 千葉 稔 太郎君 |           |
| 星田 亨 君     | 土居 光 華君   | 戸 崎 均君   |           |
| 林 有 造君     | 西村 甚 右衛門君 | 西村 眞 太郎君 |           |
| 林 有 造君     | 橋本 久 太郎君  | 原 善 三郎君  |           |
| 岩切 門 二君    | 橋山 和 夫君   | 萩野 左 門君  |           |
| 石谷 董 九郎君   | 井手 毛 三君   | 井上 角 五郎君 |           |
| 伊藤 大 八君    | 今井 磯 一 郎君 | 稻 垣 元 君  |           |
| 稻田 政 吉君    | 石坂 昌 孝君   | 伊藤 德 太郎君 |           |
| 贊成者 (イロハ順) |           |          |           |
| 金 井 貢君     | 和 田 彦 次郎君 |          |           |
| 加賀 美 嘉兵衛君  | 村 野 山 人君  |          |           |
| 鹿 島 秀 磨君   | 山 田 嘉 穀君  |          |           |
| 改 野 耕 三君   | 安 田 益 太郎君 |          |           |
| 土 井 通 夫君   |           |          |           |



武市彰一君 竹尾茂君 高橋九郎君  
 園山勇君 征矢野牛彌君 中村克昌君  
 内藤久寛君 津田守彦君 中野武登君  
 並木弘君 中山平八郎君 室孝次郎君  
 武者傳次郎君 村山龍平君 野口聚君  
 植田理太郎君 野口中勝一君 倉知伊右衛門君  
 野村修造君 野田準五郎君 山口千代作君  
 栗原亮一君 倉田東治君 松原芳九郎君  
 山田泰造君 山田廉作君 松田吉三郎君  
 柳瀬春次郎君 松島長平君 藤野政高君  
 前川横造君 福田久松君 小室重孝君  
 古莊嘉門君 木暮武太君 肥塚龍君  
 駒林廣運君 小松三省君 淺香克孝君  
 阿部興人君 阿部孝介君 新井章吾君  
 秋岡義一君 新井啓一君 安東九華君  
 足立孫六君 愛澤寧堅君 綾井武夫君  
 粟谷品三君 天野伊左衛門君 佐々木正藏君  
 阿部孫左衛門君 齋藤 斐君 佐々木政藏君  
 坂本則美君 佐藤昌藏君 佐々木高榮君  
 佐々友房君 佐野助作君 佐藤八郎右衛門君  
 佐藤文兵衛君 齋藤卯八君 木村雪太郎君  
 佐藤星次君 湯本義憲君 湯淺貞太郎君  
 菊池九郎君 三崎龜之助君 四宮有信君  
 目黒貞治君 重岡薰五郎君 島田孝之助君  
 三浦碧水君 清水永三郎君 鹽田與造君  
 下坂坂三郎君 清水隆徳君 榎山鐵三郎君  
 島田三郎君 重野謙次郎君 廣瀬貞文君  
 柴藤寛治君 廣住久道君 森本覺彌君  
 東尾平太郎君 森東一郎君  
 日笠常太郎君

望月右内君 森 輝 見君 關 信之介君  
 千田軍之助君 須田萬右衛門君 鈴木重遠君  
 未松謙登君  
**酒造稅則附則中改正法律案**  
 明治十三年第四十號布告酒造稅則附則第一條左ノ通  
 改正シ明治二十七年十月一日ヨリ施行ス  
 第一條 自家用料ノ酒類及ヒ其他ノ用ニ供スルモノ製造  
 セントスル者ハ管轄廳ニ届出免許鑑札ヲ受ケ左  
 ノ區別ニ依リ製造稅ヲ納ムヘシ  
 甲種 金三圓  
 乙種 金一圓五拾錢  
 丙種 金五拾錢  
 前項ノ區別ハ左ノ制限ニ依ル  
 甲種  
 一 官吏及其待遇ヲ受クル者  
 二 所得稅ヲ納ムル者  
 三 地租拾圓以上ヲ納ムル者  
 四 前各項ノ者ノ同居ノ家族及同居者  
 乙種  
 一 地租五圓以上ヲ納ムル者及其同居ノ家族  
 及同居者  
 丙種  
 甲乙種ノ資格ナキ者  
 理由  
 現行法自家用料酒ニ制限ヲ加ヘ其免許料僅カニ八  
 拾錢ヲ徵シ製造ヲ容易ナラシメタルハ蓋シ細農勞

働者ヲ慰籍スルノ恩惠ニ出テタルヤ論ヲ俟タザル  
 ナリ而シテ其實況ヲ見レハ却テ反對ノ現象ヲ呈シ  
 細民ノ多數ハ一石四圓ノ有稅酒ヲ用ヒ中産以上ノ  
 モノニシテ自家用料酒ヲ製造スルモノニ増加ス  
 ルニ從ヒ一方ニハ營業酒造ノ額ヲ遞減スルニ至レ  
 リ則チ其概畧ヲ掲クレバ自家用料酒製造人員ハ明  
 治十六年度ニ於テ六十七萬餘人ナリシモ同二十五  
 年度ニハ殆ント壹百萬ノ多キニ達シ之ニ反シテ營  
 業酒造場ノ數ハ明治十三年度ニ於テ二萬七千八百  
 餘ナリシニ同二十三年度ニハ減シテ壹萬四千八百  
 餘トナリ其營業酒造石高ハ明治十二年ニ於テ五百  
 二十萬石ナリシモノ同二十五年ニハ減シテ三百十  
 七萬餘石トナリタリ固是觀之營業酒ハ十二年間ニ  
 十分ノ四ヲ減シ自家用料酒ハ十年間ニ五割餘ノ増  
 加ヲナス加之自家用料酒製造人中十分ノ六ハ中産  
 以上ノ者タリ是レ細農勞働者慰籍ノ恩惠ハ却テ中  
 産以上ノ者ヲ保護シ利益ヲ與ヘタリト云ハザルヲ  
 得ザルナリ而シテ其局終ニ國家ノ一大財源タル酒  
 造稅額ヲ減ズルニ至レリ故ニ自家用料酒製造稅ヲ  
 甲乙丙三種ニ區別シ一ハ細民慰籍ノ恩惠ヲ全カラ  
 シメ一ハ營業酒造人ヲ保護シ以テ稅源ノ涸竭ヲ豫  
 防セントス是レ酒造稅則附則ヲ設ケタル實ヲ完カ  
 ラシメントスル所以ナリ  
 右成規ニ據リ提出候也  
 明治廿七年五月二十五日

**提出者**  
 金井 貢君 和田彦次郎君  
 加賀美嘉兵衛君 村野山人君  
 鹿島秀賢君 山田嘉穀君  
 改野耕三君 安田益太郎君  
 贊成者(イロハ順)  
 稻田政吉君 石坂昌孝君 今井磯一郎君  
 稻垣 而君 石谷重九郎君 井手毛三君  
 井上角五郎君 橋本久太郎君 林 齋君  
 原 善三郎君 西村眞太郎君 土居 光 齋君  
 藤 金 作君 土居通夫君 戸崎 均君  
 千葉 謙太郎君 與 三郎兵衛君 大井憲太郎君  
 岡 精 逸君 小田 實一君 岡田逸次郎君  
 折田 兼 至君 大東 義 徹君 脇坂 行三君  
 渡邊 敬 生君 渡邊 芳 造君 加藤 六 藏君  
 影山 秀 樹君 加藤 政之助君 柏田 平四郎君  
 鎌田 榮 雄君 吉田 正 雄君 川上 源 一君  
 河原林 義 雄君 丹後 直 平君 吉富 簡 一君  
 依田 道 長君 竹村 藤 兵衛君 谷川 尚 忠君  
 田村 順之助君 高木 貞 正君 田 宮 勇君  
 高橋 喜惣治君 高橋 九 郎君 武市 彰 一君  
 竹 尾 茂君 並 木 弘君 園 山 勇君  
 中野 武 登君 武者 傳 次郎君 中山 平 八郎君  
 中野 武 登君 野口 聚君 村山 龍 平君  
 植田 理 太郎君 倉知 伊 右衛門君 栗原 亮 一君  
 倉田 準 五郎君 國 島 博君 栗原 亮 一君  
 柳瀬 春 次郎君 松島 廉 作君 山 田 泰 造君  
 前川 横 造君 松本 長 平君 松原 芳 九郎君  
 藤田 久 松君 木暮 武 太夫君 駒林 廣 運君



小松三省君 肥塚龍君 天野伊左衛門君  
 阿部孝介君 新井啓一君 足立孫六君  
 阿部孫左衛門君 新井章吾君 粟谷品三君  
 佐々木政藏君 佐野助作君 佐藤昌藏君  
 齊藤卯八君 佐藤八郎右衛門君 佐藤文兵衛君  
 佐竹正詮君 菊池九郎君 三崎星次君  
 笑浦勝八君 三浦碧水君 重岡薫五郎君  
 清水永三郎君 島田三郎君 清水隆徳君  
 重野謙次郎君 榎山鐵三郎君 廣住久道君  
 日笠常太郎君 望月右内君 森輝見君  
 森東一郎君 關信之助君 須田萬右衛門君  
 鈴木重遠君 末松謙澄君

以上の如く納税期改正に提出者九名賛成者一百六十名、自家用料酒改正に提出者八名賛成者一百十名の多きに至れり哀ひ哉未だ日程に登らずして議會六月二日又復た解散の不幸に遭ふ嗚呼天道は是耶非耶何を本會頼挫の屢々なるや我聯合諸氏冀くは不屈不撓盡力あらんことを

○請願書提出

納税期改正、自家用料酒改正の二請願書は今回列席の代表者五十四名の調印を了り五月二十九日に貴族院は林宗右衛門君、衆議院は岡田逸次郎君の紹介を以て提出したり(全文は前請願同し)

○萍引減量の嘆願

本件は三大問題の一として引續き運動に従事し切々當局に迫り去五月廿一日には最後の確答を得んとし

造石高	組合人員	組合名稱
三萬五千六百石相當	貳拾貳名	東京府 清酒問屋組合
二萬四千石相當	五名	酒類輸入營業組合
五千石	三拾名	多摩郡酒造組合
五萬石	百名	京都府 京都市酒造組合
二萬五千石	四拾二名	伏見酒造業組合
七千石	四拾二名	船井郡酒造組合
五千貳百四拾貳石	三拾八名	天田郡酒造組合
七千石	三拾名	南桑田郡酒造組合
五千石	貳拾貳名	與謝郡酒造組合
五萬五千石	五拾八名	大阪府 堺酒造組合
四萬石	七拾九名	大坂酒造組合
壹萬五千石	六拾名	神奈川縣 神奈川縣酒造組合
六萬九千七百八拾四石五拾壹名	兵 庫縣 御影酒造組合	
四萬八千石	拾名	西ノ宮酒造組合
三萬九千二百貳拾石	三拾三名	魚崎酒造組合
貳萬石	四名	西郷酒造組合
壹萬六千八百石	貳拾四名	飾東郡酒造組合
五千石	拾六名	揖西郡酒造組合

たりしが遂に満足なる報告を爲す事能はず尙ほ前代議士金井貢、村野山人の二氏は本月十一日特に官邸に大藏大臣を訪ひ大藏省に加藤主税局長を訪ひ本業者請願の趣旨を縷陳して頗ぶる盡す所あり然れども未だ茲に我聯合會をして満足せしむる報告を爲すに至り兼ねるは諸氏と共に其機の熟せざるを嘆するのみ益々忍耐我大會實力の振張に怠るなくんば豈に貫徹の期なかる可けんや諸氏其れ努力せよ

○金錢取扱銀行

本會逐年其規模を擴張し隨て事務も繁忙に涉れるより本回東京市京橋區南新堀壹丁目第八十四國立銀行と特約し本會金圓の保管を依頼したるに付自今聯合各組合にして本會に納付する一切の金員は總て同行に拂込み同時に本會事務所にはがきを以て其旨一報せらる可し然る時は同銀行より其送金者に對し直接領收証を回付する事に特約を結びたり

○假事務所

第六議會既に解散となり計畫總て雲散霧消に歸し殘務整頓を告げたるを以て五月三十一日を以て臨時事務所を撤し従前に復し假事務所を東京市日本橋區蠣壳町二丁目壹番地に復す

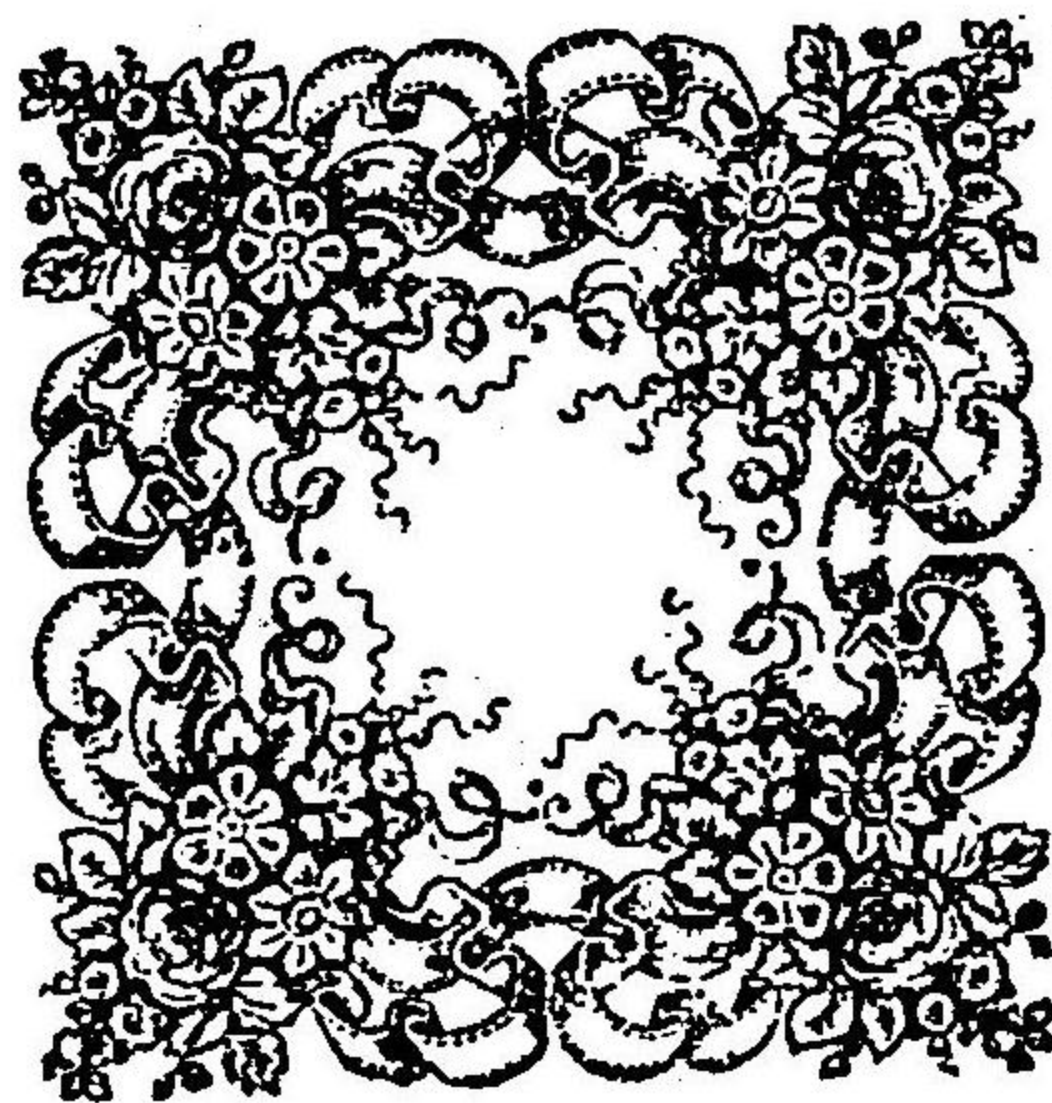
○聯合組合名稱及び造石人員

造石高	人員	名稱
貳萬石	廿五名	新潟縣 新潟縣酒造組合有志會
四萬石	貳拾名	南蒲原郡酒造組合
四萬石	四拾名	埼玉縣 埼玉縣酒造組合
壹萬石	八拾名	群馬縣 群馬縣酒造組合
三萬石	三拾名	安房郡酒造組合
五千石	拾三名	山邊郡酒造組合
三萬石	貳拾名	夷隅郡酒造組合
貳萬貳千石	三拾貳名	茨城縣 茨城縣酒造同盟會
九千石	三拾名	栃木縣 本縣
八千石	三拾名	河内郡酒造組合
三千石	三拾名	上都賀郡酒造組合
千五百石	拾五名	那須郡野原酒造組合
貳萬石	五拾名	奈良縣 鹽谷郡北部酒造組合
壹萬石	三拾名	奈良縣 奈良縣酒類製造業組合
壹萬石	四拾名	三重縣 三重縣酒造有志會
五萬石	八拾名	愛知縣 知多郡龜崎豐釀組合
五萬石	五拾九名	海東郡酒造組合



五千石	拾名	寶飯郡酒造組合	未届	鳥取縣
三千五百石	拾壹名	渥美郡酒造組合	未届	會入郡酒造組合
壹萬六千石	貳拾名	靜岡縣酒造組合聯合會	壹萬石	根縣
壹萬八百貳拾石	貳拾名	山梨縣酒造有志會	四萬石	出雲酒造組合
壹萬石	貳拾名	滋賀縣酒造有志會	五千石	鹿足郡酒造組合
三千五百石	四拾名	岐阜縣酒造組合	八千石	遷摩郡酒造組合
七千五百石	貳拾名	長野縣酒造有志會	未届	岡山市酒造組合
壹萬三千石	貳拾名	宮城縣酒造組合	壹萬九拾石	廣島縣
五千石	拾七名	福島縣酒造組合	七千石	三拾四名
八千石	四名	東白川郡酒造有志會	六千三百八拾四石	賀茂郡南部酒造組合
五千石	三拾五名	山形縣酒造組合	壹萬貳千石	貳拾七名
六千石	貳拾四名	鶴岡酒造組合	七千三百五拾七石	拾五名
三千石	貳拾名	飽海郡酒造組合	壹萬三千石	廣島縣
未届	拾名	大山酒造組合	四萬五千石	德島縣
壹萬四千百石	拾名	山形市酒造組合		阿波國酒類營業組合
	貳拾六名	福井縣酒造營業人組合		愛媛縣
	五拾四名	石川縣酒造組合		四拾名
		金澤酒造組合		貳拾壹名
				高知縣
				九州酒造組合聯合會
				長崎縣酒造組合
				福岡縣酒造組合
				大分縣酒造組合
				熊本縣酒造組合
				佐賀縣酒造組合
				百四拾名

造石高 八拾八萬千三百四拾七石  
 組合人員 貳千七拾貳人  
 組合數 六拾七  
 (備考)本年度ノ造石人員ヲ届出サル分ハ前年度ノ額ニ據リテ之ヲ算シ新タニ加盟シタル組合ニシテ同様ノ分ハ未届ト記シテ合計ニ算入セス故ニ悉皆届出ノ上ハ多少増加アルヘシ





# 全國酒造組合聯合會事務所編纂

五十八

明治二十七年六月十九日印刷  
明治二十七年六月廿三日發行

○○○○○非賣品○○○○○

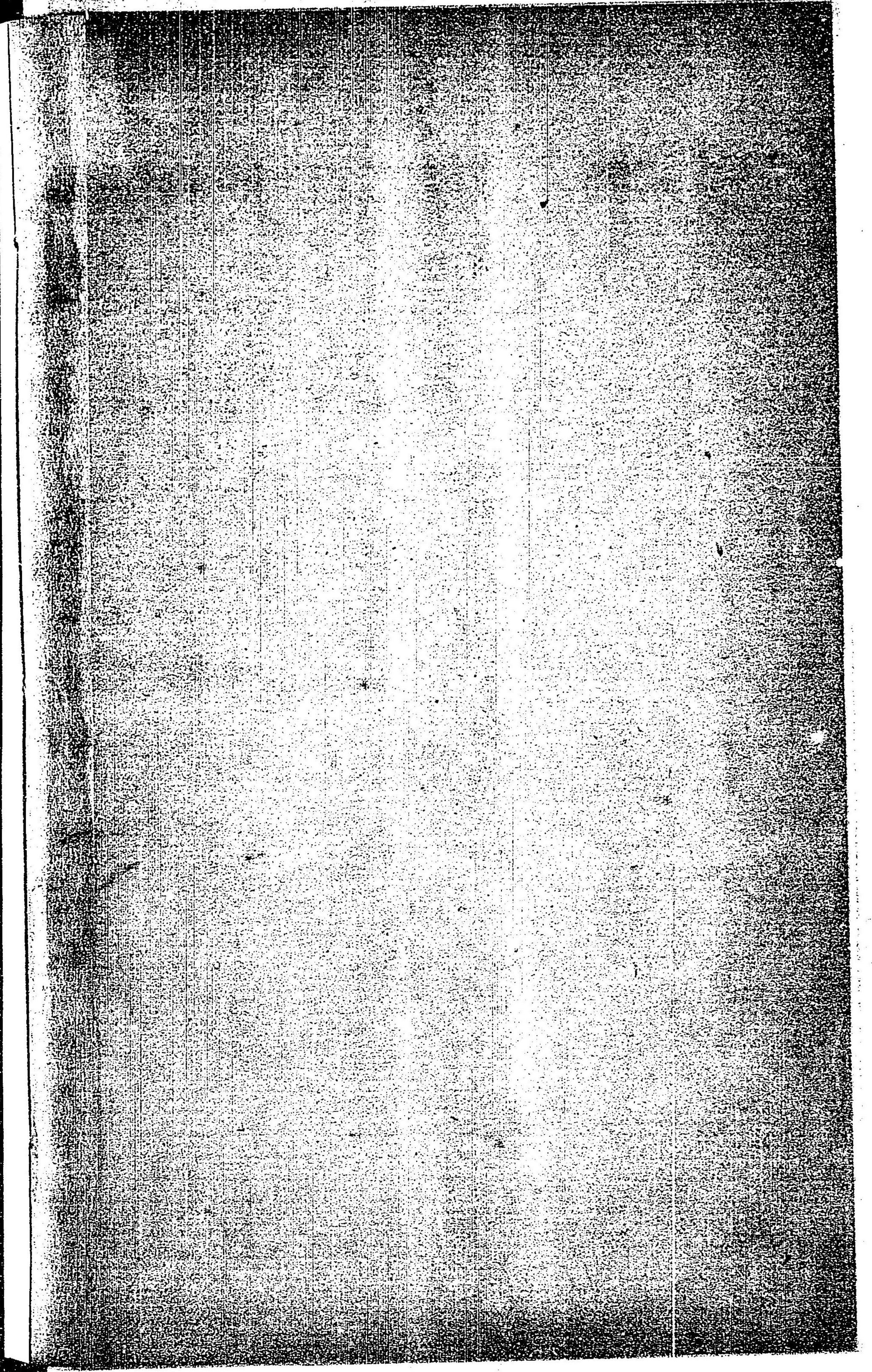
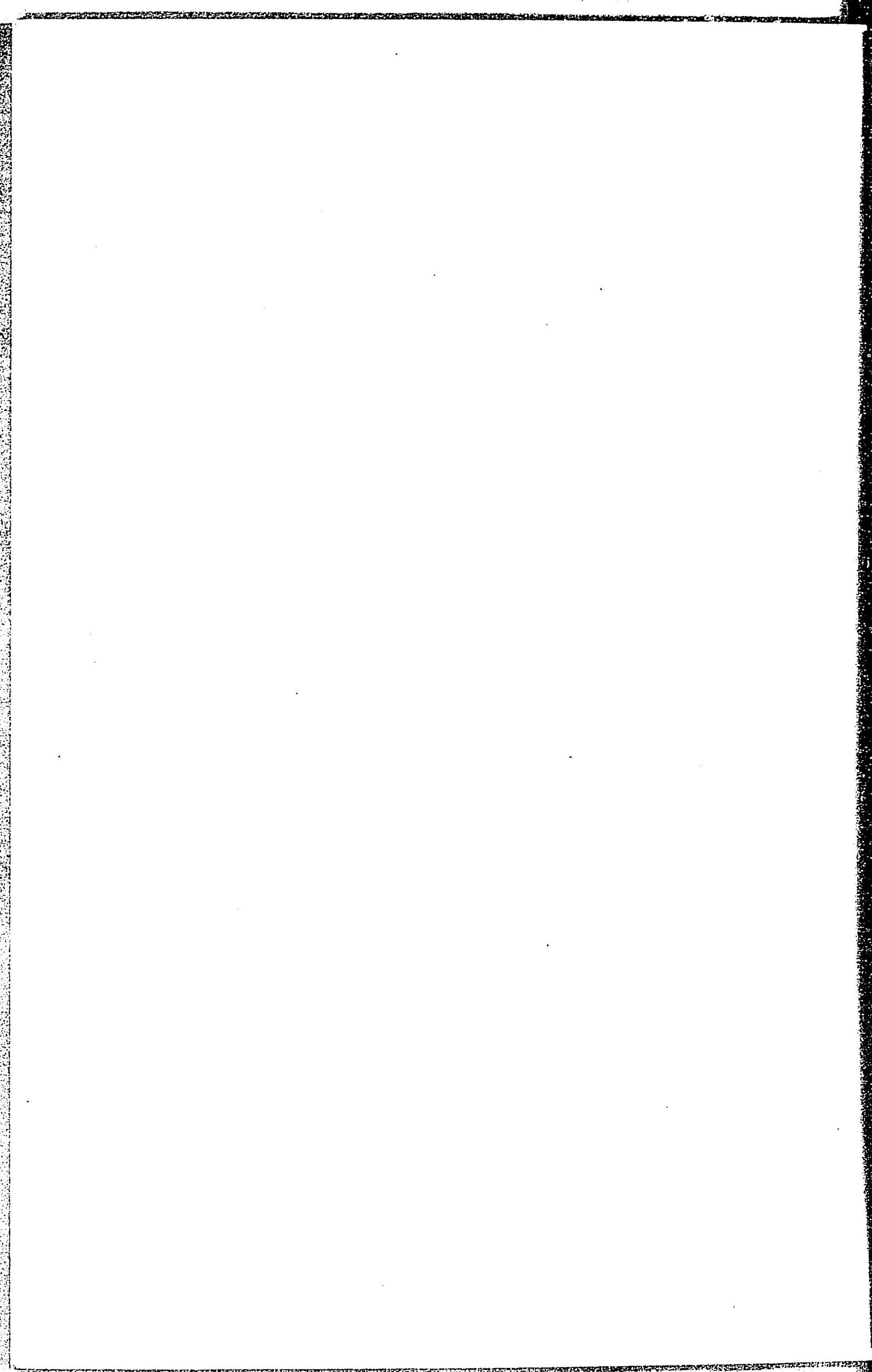
發行所 全國酒造組合聯合會

東京日本橋區本町一丁目一番地

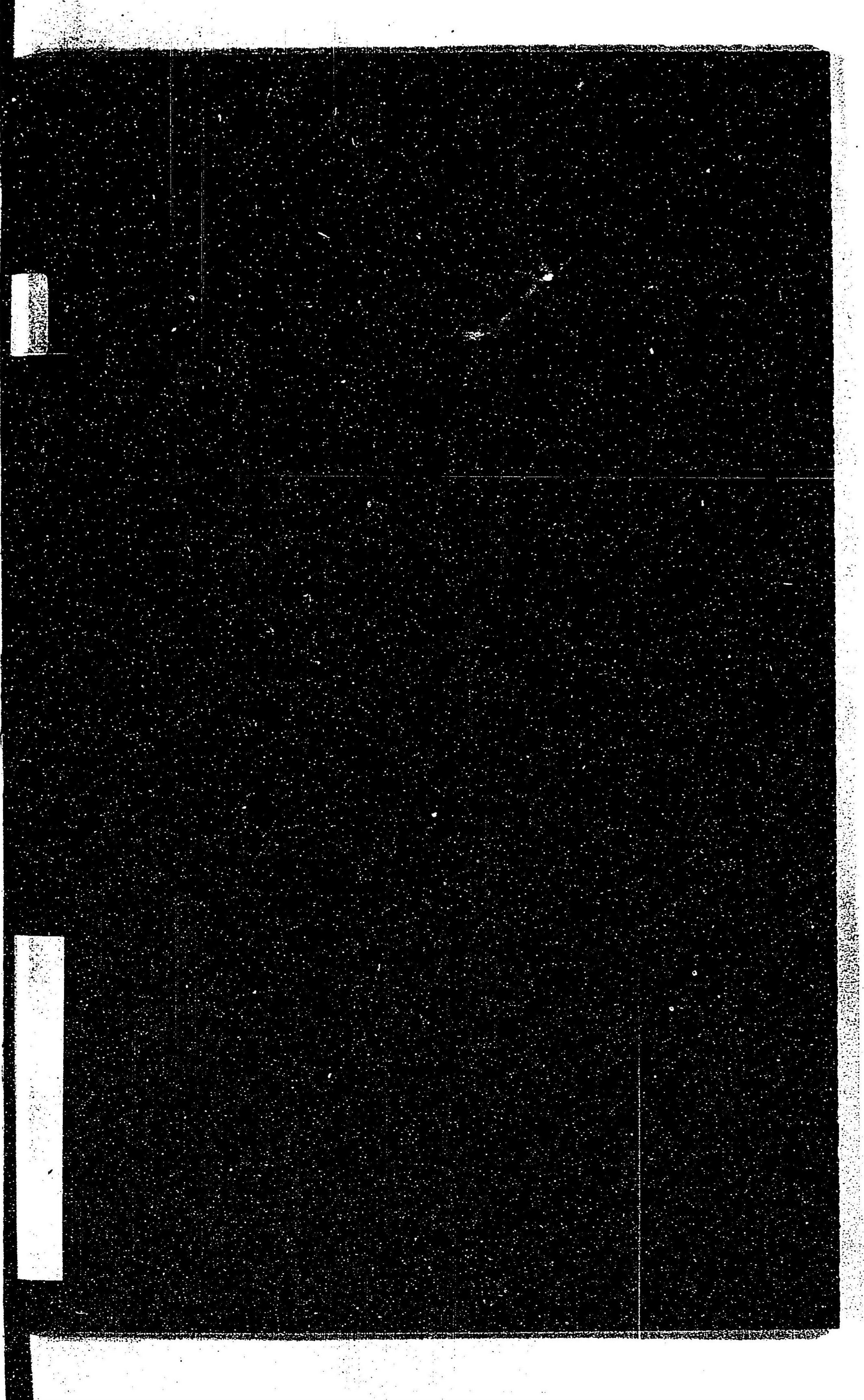
印刷者 堀田印刷所

電話 一一七七番











特46

693

全国酒造組合連合会報告

第4回

国立国会図書館